

実施方針（案）等に関する意見及び質問に対する回答

NO.	資料名	頁	章	節	項	目	項目名	意見及び質問	回答
1	実施方針（案）	1	1	6			事業の概要	対象業務別に予定事業費または参考事業費、その算定方法をご教示ください。	これまでの実績額は、入札説明書参考資料一覧「執行収支状況表（消耗品費、燃料費、光熱水費、修繕費、医薬材料費、役務費、委託料他）」等を事前に開示しますので、ご確認ください。 予定事業費の算定方法については、公告時にお示しします。
2	実施方針（案）	1	1	6			事業の概要	事業費について記載がないため、対象業務ごとの予定事業費や参考事業費などを示してもらうと共に、その根拠を明示してもらいたい。	No.1の回答をご確認ください。
3	実施方針（案）	1	1	6	(2)		対象施設	事業期間中に県から移管されることが想定・予定されている具体的な施設名、時期、規模などの目安についてご教示ください。	現時点で県に移管を計画している施設はありません。
4	実施方針（案）	2	1	7			事業期間	事業準備期間（移行期間）に現場へ常駐・派遣させる人員の件数、旅費交通費等の費用は、すべて受託者の負担となるのでしょうか。あるいは別枠支払いの予算等の有無についてご教示ください。	事業準備期間（移行期間）における人員費、旅費交通費は、原則として受託者の負担により実施することとなります。
5	実施方針（案）	2	1	8			魚野川流域関連市町村との連携への対応	現時点で想定される連携パターンをご教示ください。	現時点で想定されるものはありません。
6	実施方針（案）	2	1	8			魚野川流域関連市町村との連携への対応	関連市町村の途中参画や、南魚沼市所管のし尿等受入施設との連携において管理・調整コストが発生した場合、対価の見直し及び請求が可能という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 本事業としては、入札説明書に示す施設範囲、事業条件を前提として検討ください。
7	実施方針（案）	2	1	8			魚野川流域関連市町村との連携への対応	し尿等受入施設は対象外、県の求めがあった場合、南魚沼市との協議に応じること、とあるが、本業務の契約日（4月1日?）から県の求めがあるまでは、し尿等受入施設は、誰がどの契約に基づき管理するのか?	し尿等受入施設の4月1日以降の管理者は現時点では未定です。 県と南魚沼市が2027年1月以降に協議し、4月1日までには南魚沼市が事業者選定を行い契約締結する見込みです。
8	実施方針（案）	2	1	9			プロフィットシェア	費用縮減分をシェアするとありますが、現時点で想定される割合をご教示ください。	受託者の対価の減額については、県と受託者との協議により決定するものとし、対価の額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する額を削減しないものとします。 詳細は、公告時に示す委託契約書（案）をご確認ください。
9	実施方針（案）	2	1	9			プロフィットシェア	【質問】更新支援業務における「コスト縮減目標」について、受託者の提案によって削減された額が、実施方針の「プロフィットシェア」の算定根拠となる具体的なプロセスを確認させてください。	事業期間中に受託者からの提案を県が受け、入札時の提案も含め契約時に約束された計画や手法が変更され、その実施を県が認めた場合が対象となります。 それにより、受託者が負担する費用の減少が生じたとき、当該費用減少分に応じて対価を減額するものとします。 詳細は、公告時に示す委託契約書（案）をご確認ください。
10	実施方針（案）	2	1	9			プロフィットシェア	【質問】「県の財政負担軽減額」の定義について、電力会社等による電気料金メニューの改定や、県側の運用方針変更による削減分は、受託者の「経営努力」として評価対象に含まれる認識でよいか確認させてください。	電気料金メニューの改定は、評価対象に含まれません。また、県の運用方針変更による削減についても、受託者の「経営努力」に含まれません。なお、適用条件はNo.9の回答をご確認ください。
11	実施方針（案）	2	1	9			プロフィットシェア	適用条件として、契約後に新たな提案による委託費用縮減をした場合と記載されていますが、上記条件以外は適用外と考えてよろしいでしょうか。 また想定している事業項目を明示していただきたい。	適用条件については、No.9の回答をご確認ください。 また、県で具体的に想定している内容はありません。
12	実施方針（案）	2	1	9			プロフィットシェア	プロフィットシェアについて具体的な割合・適用方法を明示してもらいたい。	割合については、No.8の回答をご確認ください。 適用条件については、No.9の回答をご確認ください。
13	実施方針（案）	2	1	9			プロフィットシェア	「委託費用を縮減した場合」の算定において、電力単価の低下や流入水量の減少といった「外部要因」と、受託者の「創意工夫」をどのように切り分け、シェア率を決定する方針でしょうか。	適用条件については、No.9の回答をご確認ください。

N0.	資料名	頁	章	節	項	目	項目名	意見及び質問	回答
14	実施方針 (案)	2	1	9			プロフィットシェア	プロフィットシェアの算定において、電力単価の低下や流入水量の減少等の「外部要因によるコスト減」は除外されるという理解でよいでしょうか。	あくまでも、プロフィットシェアの適用条件が成立して初めて費用縮減分の分配の対象となります。 適用条件については、No.9の回答をご確認ください。
15	実施方針 (案)	2	1	9			プロフィットシェア	受託者が自ら投資したIX設備による省人化案によりコスト削減が実現した場合、それによって生じた利益はプロフィットシェアの対象に含まれますか。その場合の対象費目を教えてください。	適用条件については、No.9の回答をご確認ください。 対象費目については、その際に削減された費用に合わせた対応を行います。
16	実施方針 (案)	2	1	9			プロフィットシェア	【意見】プロフィットシェアを導入するのであれば、ロスシェアも併せて導入を希望します。	本事業ではプロフィットシェアのみを対象とし、ロスシェアは導入しません。
17	実施方針 (案)	3	1	10			事業の費用負担	現時点で想定されている概算事業費および内訳がございましたらご教示ください。	No.1の回答をご確認ください。
18	実施方針 (案)	3	1	10			事業の費用負担	【意見】本業務の対象が7処理区のうち2処理区（六日町処理区・堀之内処理区）に限定されていることから、全県的な一括購入によるスケールメリットが失われ、受託者における薬品類の調達単価が従来（7処理区全体での調達時等）よりも上昇することが懸念されます。	ご意見として承ります。
19	実施方針 (案)	3	1	10			事業の費用負担	【質問】上記を踏まえ、県が予定価格を積算するにあたっては、近年の薬品市場価格の高騰に加え、今回の2処理区限定発注による「数量減少に伴う単価上昇リスク」を適切に反映（補正）した単価を用いて算定いただけるか教示願います。	薬品の調達単価については、公告時における民間事業者からの見積提案を踏まえて設定します。
20	実施方針 (案)	3	1	10			事業の費用負担	【意見】光熱水費（電気・ガス代等）が、入札時の想定単価から大きく乖離した場合の調整（スライド）規定の有無を教示ください。民間努力の範囲を超えるエネルギー価格高騰に対し、適切なリスク分担を要望します。	ユーティリティ等調達・管理業務の対価は、物価変動に応じて対価を変更します。 詳細は、公告時に示す委託契約書（案）をご確認ください。
21	実施方針 (案)	3	1	11			許認可等の取得に関する事項	【意見】肥料登録や廃棄物処理に関する届出など、法令改正等により契約期間中に新たな許認可取得や義務が生じた場合、その手続き費用や運用コスト増の負担に関する考え方を明確にされたい。	法令改正により新たな許認可の取得や義務が生じた場合の費用負担については、その内容に応じて県と受託者との協議により決定します。 ご指摘の点に関して、手続きや運用コストの増加が発生した場合には、委託費の変更を県と受託者との協議により決定します。
22	実施方針 (案)	4	2	1			募集及び選定の方法	予定価格の算定方法及び単価抜き設計書は提示していただけますでしょうか。また、入札金額は総額に加えて処理区別、業務別等の内訳が必要となりますでしょうか。それに伴い事業実施にあたって処理区別に会計を区分する必要があるか併せてご教示ください。	予定価格の算定方法は公告時にお示しします。 入札金額は処理区別の内訳を提出いただき、県と受託者との協議により決定します。事業実施にあたっては処理区別に会計を区分する必要はありませんが、処理区別の内訳は整理してください。
23	実施方針 (案)	4	2	2			募集及び選定スケジュール	【質問】現場見学会や質問回答期間が限られていますが、現行受託者以外の企業も参加する場合、資産情報の精査に時間を要すると考えられます。入札準備期間の延長や、より詳細な設備台帳（過去10年の修繕履歴等）の開示予定はありますか。	入札準備期間の延長は原則行いません。 過年度の修繕履歴は入札説明書参考資料一覧「修繕実績一覧（六日町浄化センター、堀之内浄化センター）」を事前に開示しますので、ご確認ください。
24	実施方針 (案)	4	2	3	(1)	う、カ	入札参加者の構成要件	長期契約中にJV構成企業の1者が倒産・脱退した場合の残る企業への連帯責任の範囲、引き継ぎ遅延の免責、および新構成員追加（交代手続き）の可否についてご教示ください。	本事業については長期の事業期間となるため、構成企業の変更・追加が必要になる場合があると考えております。 一方で、業務としては共同企業体として契約を実施している場合、構成員は契約に基づき共同連帯して業務を履行する責任を負います。 構成員の脱退が発生した場合の対応については、代表企業を通じた責任履行を前提とし、必要に応じて県と受託者との協議により決定します。
25	実施方針 (案)	5	2	3	(3)		入札企業、構成企業に求められる要件	それらを満たす従事者を業務実施場所に配置し専任することとする、とあるが、②計画策定業務に関する要件については、記載のとおり、その要件（委託実施場所への専任）は求めず、あくまでも①業務の要件ということでしょうか	ご指摘の点については、専任を要するものではないため、記載を検討します。

N0.	資料名	頁	章	節	項	目	項目名	意見及び質問	回答
26	実施方針 (案)	5	2	3	(3)	①	処理場施設等管理業務に関する要件	従事者の配置における業務実施場所とは、二つの処理場にそれぞれ配置が必要という理解でよろしいでしょうか。また、その配置は総括責任者、業務責任者、副業務責任者、従事者のいずれの者でも認められますでしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。 後段についても、従業者と各責任者との兼務は可能です。具体的な配置については、経験年数その他、要求水準書に定めた要件を順守すること、円滑な業務履行が可能なことを前提に、事業者の提案により決定します。
27	実施方針 (案)	5	2	3	(3)	①	a(処理場施設等管理業務に関する要件)	入札グループ(JV)として参加する場合、要件a(履行実績)と要件b(下水道処理施設維持管理者登録)は、それぞれ別の構成企業が満たしている場合でも有効と認められますでしょうか。	要件a(履行実績)と要件b(下水道処理施設維持管理者登録)は同一の会社を満たすことを求めています。
28	実施方針 (案)	6	2	4	(5)		提案内容審査	現時点でどのような内容の提案を求める予定かご教示ください。	落札者決定基準に提案評価項目を記載します。 詳細は、公告時に示す落札者決定基準をご確認ください。
29	実施方針 (案)	7	2	5			落札者選定後の手続き	委託契約書(案)は入札参加条件の重要な要素となるため、公告日での公表をお願いしたい。	委託契約書(案)は、公告時に公表します。
30	実施方針 (案)	7	2	5	(1)		委託契約の締結	委託契約書(案)について、入札参加条件の重要な要素となるため、入札公告日に公表をお願いできますでしょうか。また、内容について質問、意見を受け付けていただけますでしょうか。	前段については、No.29の回答をご確認ください。 また、後段については、入札説明書等に関する質問を受け付けます。
31	実施方針 (案)	7	2	5	(1)		委託契約の締結	本業務を受託した場合において、本件とは別に下水道課、流域下水道事務所、下水道公社の実施する入札等に参加することに制約はないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
32	実施方針 (案)	8	3	1			リスク分担の基本的な考え方	【質問】豪雨時等の「計画流入量を超える流入」への対応について、その際職員の超過勤務手当などの追加費用を精算できる仕組みはあるか確認したい。	ご指摘のとおり豪雨等の異常気象によるものは、実施方針(案)別紙2リスク分担表に記載のとおり、基本的には県のリスク負担となり得るものと考えますが、個別事案・状況に応じて県と受託者との協議により決定します。
33	実施方針 (案)	8	3	1			リスク分担の基本的な考え方	「補修に関する費用の負担」に関連して、修繕の要否判断において県と意見が相違した場合の裁定プロセスを明確にされたい。特に、LCC(ライフサイクルコスト)の観点から受託者が更新を推奨し、県が修繕を指示した場合の故障リスク等の責任分担を教示願います。	ご指摘の点については、個別事案・状況に応じて県と受託者との協議により決定します。
34	実施方針 (案)	8	3	1			リスク分担の基本的な考え方	事業場等からの異常流入(油分や高濃度負荷等)など、受託者の責によらない原因で放流水質基準を超過した場合の免責条件を明確にされたい。	ご指摘の点については、実施方針(案)別紙2 リスク分担表に記載のとおり、基本的には県のリスク負担となり得るものと考えますが、水質基準の遵守を前提として、個別事案・状況に応じて県と受託者との協議により決定します。
35	実施方針 (案)	8	3	3			事業の実施状況のモニタリング	県によるモニタリング(県が指定した者が行うモニタリングを含む)とあるが、県が指定した者は(公財)新潟県下水道公社を想定しているということか(P16.3(2)の表記も同様)	現在調整中です。
36	実施方針 (案)	8	3	4			保険	「本事業の実施にあたり、必要な保険に加入し、その付保状況を県に報告するものとする」とありますが、県が必須と考える保険の種類(第三者賠償責任保険、請負業者賠償責任保険、専門職業賠償責任保険等)および、求められる最低限の補償限度額の目安について教示願います。	必須保険については、県として具体的な種類は定めませんが、本事業の特性を踏まえ、必要な保険への加入を求めます。なお、保険内容は提案事項とします。 詳細は、公告時に示す入札説明書等をご確認ください。 なお、県としては日本下水道協会下水道賠償責任保険に加入しています。
37	実施方針 (案)	8	3	4			保険	受託者の賠償責任について、有限責任制(委託料年額を上限とする等)の導入を検討いただけないでしょうか。	ご意見として承ります。
38	実施方針 (案)	8	3	4			保険	本事業の実施に必要な保険として、県が加入を必須と考える保険をご教示ください。	No.36の回答をご確認ください。

N0.	資料名	頁	章	節	項	目	項目名	意見及び質問	回答
39	実施方針 (案)	8	3	4			保険	受託者の賠償責任について、損害賠償額や違約金の総額に対する金銭的な上限（損害賠償キャップ：総契約金額の100%や年間対価の〇%等）の設定がありませんが、民間の損害保険等で填補可能な範囲に収まるよう、上限の設定をご検討いただけないでしょうか。	ご意見として承ります。
40	実施方針 (案)	8	3	4			保険	ストックマネジメント計画業務に関して、履行保証などの個別業務に対する保証制度の加入は必要でしょうか。	ストックマネジメント計画業務のみを対象とした保証制度の加入は必須としておりません。
41	実施方針 (案)	11	6	2	(1)	ア	受託者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難になった場合	「一定期間内に是正計画の提出及び実施を求めることができるものとする」の一定期間は、どの程度の期間（目安など）を想定されていますか。	現時点では一律の期間を定めておりません。要求水準の未達が判明した場合に、是正計画書の提出及び実施するために必要な期間について、個別事案・状況に応じて設定します。
42	実施方針 (案)	11	6	2	(1)	ウ	受託者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難になった場合	受託者の債務不履行等により契約解除となった場合の損害賠償額や違約金の総額に対する金銭的な上限（損害賠償キャップ：総契約金額の100%や年間対価の〇%等）の設定がありませんが、民間の損害保険等で填補可能な範囲に収まるよう、上限の設定をご検討いただけないでしょうか。	ご意見として承ります。
43	実施方針 (案)	11	6	2	(2)		県の責に帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合	予算不成立等により事業が中断した場合、それまでに受託者が支出した固定費や準備費用は全額補償されるという認識でよろしいでしょうか。	ご指摘のとおり予算不成立によるものは、実施方針（案）別紙2リスク分担表に記載のとおり、基本的には県のリスク負担となり得るものと考えますが、個別事案・状況に応じて県と受託者との協議により決定します。
44	実施方針 (案)	13	8	3	(4)		意見書・質問書に対する回答予定時期	回答予定時期は令和8年6月下旬とありますが、その回答に対して、再度、意見書・質問書を提出できるようにしていただけますでしょうか。	実施方針（案）等に係る再度の意見・質問は受け付けませんが、入札公告後に公告内容等に関する質問を受け付けます。
45	実施方針 (案)	13	8	3	(4)		実施方針（案）等に関する意見又は質問の受付	意見書・質問書に対する回答予定時期が令和8年6月下旬と記述されていますが、回答に対する疑義が生じる可能性を鑑み、再質問の期間を設けていただきたい。	No. 44の回答をご確認ください。
46	実施方針 (案)	13	8	3	(4)		回答予定時期	回答予定時期を令和8年6月下旬としているが、その回答に対しての意見書・質問書を提出できるようにスケジュールを組んでいただきたい	No. 44の回答をご確認ください。
47	実施方針 (案)	14	別紙 1				物価変動に応じたスライド条項	別紙2リスク分担表と関連しますが、業務区分別にスライド条項を定めるという認識でよろしいでしょうか。業務区分別に設定する場合、その業務区分は、p2のア統括管理業務、イ計画策定業務、ウ処理場施設等管理業務の区分でしょうか、あるいは、さらにその下の業務ごとでしょうか。	前段については、業務区分別に物価変動に応じて対価を変更します。また、ユーティリティ等調達・管理業務では、費目別での設定を検討しております。詳細は、公告時に示す委託契約書（案）をご確認ください。
48	実施方針 (案)	14	別紙 1				支払い方法について	60万円以上とは税込みでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
49	実施方針 (案)	14	別紙 1				支払い方法について	10年という長期間の事業において、電力費や薬品費、燃料費等の高騰は受託者の努力のみで吸収できる範囲を超える懸念があります。物価変動等に伴う委託料の改定（スライド条項）について、具体的な算定基準や適用条件を明記いただけますでしょうか。	物価変動に伴う委託料の改定についてはスライド条項を適用します。詳細は、公告時に示す委託契約書（案）をご確認ください。
50	実施方針 (案)	14	別紙 1				支払い方法について	消化ガス発電設備が不具合や点検等で「長期に利用出来ない場合」について、電力費の変更を県と協議する旨が記載されていますが、ここで言う「長期」とは具体的におおむね何日以上以上の停止を指す想定でしょうか。また、受託者の過失によらない経年劣化等による停止の場合、増加した購入電力費は全額県側で補填（対価の増額変更）されるという認識で相違ないでしょうか。	「長期」については、現時点では一律の期間を定めておりません。また、消化ガス発電については、可能な限りの有効利用を求めるものです。その上で、不具合や点検により事業者の責によらない変動が生じた場合は、個別事案・状況に応じて県と受託者との協議により決定します。詳細は、公告時に示す委託契約書（案）をご確認ください。

N0.	資料名	頁	章	節	項	目	項目名	意見及び質問	回答
51	実施方針 (案)	14	別紙 1				支払い方法について	流入水量に応じて変動する経費（電力費、薬品費、廃棄物運搬処分費等）の具体的な算定方法、および支払いの頻度や時期についてご教示ください。	電力費、薬品費、廃棄物運搬処分費については、提案のあった単価（円/㎡）×想定流入水量（㎡/年）を各年度の支払い金額とし、年度の最終月の支払い時において実績流入水量との差分を精算して支払うことを想定しています。詳細は、公告時に示す委託契約書（案）をご確認ください。
52	実施方針 (案)	14	別紙 1				支払い方法について	60万円以上の修繕費や災害事故対応に係る経費等については県の検査後に支払うとありますが、この裏返しとして、1件あたり60万円未満の修繕費や消耗品交換費用については、毎月支払われる通常の委託対価（受託者の包括範囲）に含まれるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
53	実施方針 (案)	14	別紙 1				支払方法について	消化ガス発電設備が不具合や点検等で「長期に利用出来ない場合」について、電力費の変更を県と協議する旨が記載されておりますが、「長期」の具体的な定義をご教示ください。消化ガス発電設備の不稼働により買電量に直結することから、長期ではなく短期でも変更協議とさせていただけますでしょうか。	No. 50の回答をご確認ください。
54	実施方針 (案)	14	別紙 1				支払方法について	消化ガス発電設備の一時的な不具合や経年劣化によるガス発生量減少に伴い買電量が増加（電力費増）した場合は増加分の電力費は実費精算が可能という理解でよろしいでしょうか。	No. 50の回答をご確認ください。
55	実施方針 (案)	14	別紙 1				支払方法について	当初契約により額が固定される業務、実績により額が変わる業務、インフレスライドの対象となる業務、災害事故対応等のように当初契約とは別に新たに支払いの対象となる業務等の区分や具体例について、それぞれご教示ください。	固定額で支払う業務、実績に応じて変動する業務、物価変動の対象となる業務及び災害事故等により追加的に支払対象となる業務については、業務内容及び費目特性に応じて区分し、それぞれの算定方法及び支払方法を入札説明書等において示します。
56	実施方針 (案)	14	別紙 1					労務費について、最低賃金の大幅な引き上げや公共工事設計労務単価の変動に伴うスライドは適用されますか。	No. 49の回答をご確認ください。
57	実施方針 (案)	14	別紙 1				スライド条項	物価変動に応じたスライド条項を示してほしい（本入札に参加時の提出資料として必要なもの、計算方法、申請方法を明確に示してほしい）	No. 49の回答をご確認ください。
58	実施方針 (案)	14, 15	別紙 1, 2				物価変動リスク	物価変動に応じたスライド条項（業務区分別）では、具体的にどのような指標、算定式、頻度を適用される予定でしょうか。また、当該条項は委託契約書に明文化されますでしょうか。	No. 49の回答をご確認ください。
59	実施方針 (案)	14, 15	別紙 1, 2				物価変動リスク	物価変動リスク（スライド条項）における、発注時の物価水準となる「基準月」は具体的にいつに設定される予定でしょうか（例：入札公告月、入札応札月、契約締結月、あるいは事業開始月など）。	物価水準の基準月は設定します。 詳細は、公告時に示す委託契約書（案）をご確認ください。
60	実施方針 (案)	15	別紙 2				物価変動リスク	業務区分別の物価変動の算定式等は、入札説明書等に公表されるというのでしょうか。 また、そのリスク分担（費用負担）は県という認識で良いのでしょうか。	具体的な費用負担については性能発注という本事業の特性を踏まえ、計算式をお示しします。 詳細は、公告時に示す委託契約書（案）をご確認ください。
61	実施方針 (案)	15	別紙 2				リスク分担表（不可抗力によるリスク）	「不可抗力によるリスク」にある各事象について、不可抗力と判定される具体的な基準や定義をご教示ください。	基本的な考え方は、実施方針(案) 別紙2 リスク分担表に記載の「不可抗力によるリスク」のとおりです。具体的な対応は個別事案・状況に応じて県と受託者との協議により決定します。
62	実施方針 (案)	15	別紙 2				リスク分担表（水質変動リスク・水量変動リスク）	水量・水質変動リスクにおける、受託者負担の範囲である「想定内」と県負担の範囲である「想定を逸脱する水準」を分ける具体的なしきい値（%や数値基準等）についてご教示ください。	水量・水質変動リスクにおける「想定内」及び「想定を逸脱する水準」の具体的なしきい値については設定しておりません。個別事案・状況に応じて県と受託者との協議により決定します。
63	実施方針 (案)	15	別紙 2				リスク分担表（点検・調査リスク、計画リスク）	県から引き継いだ各種台帳や点検データ自体の潜在的な不備に起因して、受託者が実施した業務や作成した成果品に不備が生じた場合、県のリスクとして扱われるという理解でよろしいでしょうか。	ご指摘の点については、実施方針（案） 別紙2 リスク分担表に記載のとおり、基本的には県のリスク負担となり得るものと考えますが、当該データを踏まえた業務実施について、事業者として予測し得るかなど、善管注意義務が事業者に求められるものと考えます。なお、具体的な対応は個別事案・状況に応じて県と受託者との協議により決定します。

N0.	資料名	頁	章	節	項	目	項目名	意見及び質問	回答
64	実施方針 (案)	15	別紙 2				リスク分担表（第三者賠償リスク）	受託者が適切な日常点検・保守を行っていたにもかかわらず、地中配管や構造物内部など「目視困難な箇所の不可視的な経年劣化」や「土木構造物自体の潜在的な瑕疵（ひび割れ、不同沈下等）」に起因する第三者損害は、県のリスクとして扱われるという理解でよろしいでしょうか。	ご指摘の点については、実施方針（案）別紙2 リスク分担表に記載のとおり、基本的には県のリスク負担となり得るものと考えますが、事業者として当該事象を知りながら、県に通知を怠った場合など、善管注意業務を怠った場合には、事業者にも責任が及ぶものと考えます。なお、具体的な対応は個別事案・状況に応じて県と受託者との協議により決定します。
65	実施方針 (案)	15	別紙 2				リスク分担表	住民からの追加要望（除雪範囲拡大や臭気対策強化など実費を伴うもの）について、受託者の業務不備によらない「行政サービスそのものへの追加要望」対応時の費用負担は別途協議対象という理解でよろしいでしょうか。	ご指摘の点については、実施方針（案）別紙2 リスク分担表に記載のとおり、基本的には県のリスク負担となり得るものと考えますが、具体的な対応は個別事案・状況に応じて県と受託者との協議により決定します。
66	実施方針 (案)	15	別紙 2	別表 1			リスク分担表	工場などの特定事業場からの異常排水により処理機能・水質が損なわれた場合、原因者への責任追及および賠償請求は県が主体となって行うという認識でよろしいでしょうか。	ご指摘の点については、実施方針（案）別紙2 リスク分担表に記載のとおり、基本的には県のリスク負担となり得るものと考えますが、具体的な対応は個別事案・状況に応じて県と受託者との協議により決定します。
67	実施方針 (案)	15	別紙 2	別表1			リスク分担表	不可抗力の定義について、感染症の流行による労務不足や、急激なインフレによる資材・労務費の著しい高騰も協議の対象に含まれるとの認識でよいかわ確認させてください。	新型コロナの流行のような未知のウイルスによる感染の流行や急激なインフレ等については、実施方針（案）別紙2 リスク分担表に記載のとおり、基本的には県のリスク負担となり得るものと考えますが、具体的な対応は個別事案・状況に応じて県と受託者との協議により決定します。
68	実施方針 (案)	15	別紙 2	別表1			リスク分担表	一度崩れた水質の影響は流入水質、流入水量が範囲内になっても影響が残る為判断が難しく、特に水温の低い冬場に影響が長引く恐れがあり、1つの要因による悪化は回復するまでの間で考慮していただけないでしょうか。	ご意見として承ります。
69	実施方針 (案)	15	別紙 2	別表 1			リスク分担表	「法令等の変更リスク」に関し、本事業に直接関係する法令等の変更以外の法令の変更については、受注者がリスクを負うものとされていますが、変更された法令の内容により協議とさせていただきます。	法令変更に伴う影響は、その内容を踏まえ契約条件に基づき県と受託者との協議により決定します。
70	実施方針 (案)	15	別紙 2	別表 1			リスク分担表	「不可抗力」の定義（2頁）に関し、除雪が追いつかないレベルの豪雪や、それに伴う異常な不明水流入による処理負荷増大が生じた場合、水質未達のペナルティ免除および緊急対策費の別途精算は可能でしょうか。	ご指摘の点については、実施方針 別紙2 リスク分担表に記載のとおり、基本的には県のリスク負担となり得るものと考えますが、水質基準の遵守を前提として、対応及び費用負担は契約条件に基づき県と受託者との協議により決定します。
71	実施方針 (案)	15	別紙 2	別表 1			リスク分担表	想定を逸脱する水質・水量について具体的な数値定義はございますか。また豪雪による不可抗力の範囲は警戒レベル〇以上など取決めはございますか。	前段については、No.62の回答をご確認ください。 なお、豪雪による損害又は追加費用の発生に伴う対価の変更については、不可抗力に該当する場合に適用するものと考えますが、具体的な対応は個別事案・状況に応じて県と受託者との協議により決定します。
72	実施方針 (案)	15	別紙 2	別表 1			リスク分担表	設備更新がされないことが起因で生じた不具合はどのように取り扱うのでしょうか。	ご指摘の点については、実施方針（案）別紙2 リスク分担表に記載のとおり、基本的には県のリスク負担となり得るものと考えますが、具体的な対応は個別事案・状況に応じて県と受託者との協議により決定します。
73	実施方針 (案)	15	別紙 2	別表 1			リスク分担表	県が受託者の計画を採用せず、独自の判断で更新を見送った結果生じた故障の責任は県が負うという認識でよろしいでしょうか。	ご指摘の点については、具体的な対応は個別事案・状況に応じて県と受託者との協議により決定します。
74	実施方針 (案)	16	別紙 3	3	(2)		県によるモニタリング	現在、県では（公財）新潟県下水道公社により毎月1回の支所長会議により、毎月の運転管理状況の確認を行っているが、その会議への対応も、本業務の中で必要になるという認識か。その場合、支所長会議が県によるモニタリングと同一のものという認識でしょうか。	基本的には支所長会議への対応は求めませんが、必要に応じて会議での説明を求める場合はあるものと考えます。
75	実施方針 (案)	16	別紙 3	5	(2)	ア	書類による確認	「別表3の書類を用いてモニタリングを実施する。」とありますが、別表2の書類ではないでしょうか。	ご指摘を踏まえて、公告時に示す入札説明書等において記載を修正します。

N0.	資料名	頁	章	節	項	目	項目名	意見及び質問	回答
76	実施方針 (案)	17	別紙 3	5	(2)	ウ	現地による確認	「県が必要と判断した場合」というのは、受託者が要求水準を達成していない時、という認識でよろしいでしょうか。また、受託者が負担する「確認に要する費用」はどのような費用項目か具体例をお願いします。	県が必要とした場合は要求水準未達に限らず実施します。確認に要する費用には、現地説明に伴う人件費のほか、必要な試験・確認及び復旧に係る費用を含みます。
77	実施方針 (案)	18	別紙 3	7			要求水準未達の措置	要求水準の未達が是正されない場合の「対価の支払い停止」や「契約解除」に関して、計画書に定める期日等の具体的なタイムライン（何日間の猶予があるかなど）の目安をご教示ください。また、未達の理由が「世界的な資機材不足による部品調達の遅れ」や「県側の仕様変更指示」など外部要因である場合、支払停止等のペナルティ措置は免責されますでしょうか。	対価の支払停止や契約解除に至るまでの具体的な日数については、現時点で一律の期間を定めておりません。また、要求水準の未達が発生した場合は、未達の原因（不可抗力か否か、受託者の責めに帰すべき事由か否か）を踏まえて個別に決定します。詳細は、公告時に示す委託契約書（案）をご確認ください。
78	実施方針 (案)	18	別紙 3	7			要求水準未達の措置	業務が「要求水準を満たしていない」と判断された場合は是正通告や原因特定について、県と受託者との間で解釈や見解の相違が生じた場合、受託者側から公式に異議申し立てや再審査の協議を求める手続き・プロセスはありますでしょうか。また、協議中の対価の支払停止等のペナルティ措置は一時的に保留されるという理解でよろしいでしょうか。	業務が要求水準を満たしていないと県が判断した場合でも、対価の支払停止等の措置に至るまでには、是正通告や正計画書の提出・変更等の手続きを経ることとし、その過程で、必要に応じて協議します。また、是正通告や正計画書の提出・変更等を経ずに、直ちに対価の支払停止等につながるものではありません。
79	実施方針 (案)	18	別紙 3	7			要求水準未達の措置	成果品（ストックマネジメント計画案等）の提出に関して、県側の仕様変更指示や追加確認作業の発生等、受託者の単独の責任とは言いつけない外部要因による遅延の場合、支払停止等のペナルティは猶予または免責されますでしょうか。	ご指摘の点については、実施方針（案）別紙2 リスク分担表に記載のとおり、基本的には県のリスク負担となり得るものと考えますが、具体的な対応は個別事案・状況に応じて県と受託者との協議により決定します。
80	実施方針 (案)	18	別紙 3	7	(2)		是正通告	p11第6章2(1)にある「是正勧告」と同意と理解してよろしいでしょうか。また「定められた期間」もp11の「一定期間」と同意でしょうか。	ご理解のとおりです。ご指摘を踏まえて、公告時に示す入札説明書等において記載を修正します。
81	実施方針 (案)	20	別紙 4				入札説明書参考資料 一覧	資料No.24「修繕実績一覧」について、過去10年間の委託の状況、委託金額をお示しいただけますでしょうか。	ご指摘を踏まえて、過去10年分をお示しします。詳細は、入札説明書参考資料一覧「修繕実績一覧（六日町浄化センター、堀之内浄化センター）」を事前に開示しますので、ご確認ください。
82	実施方針 (案)	20	別紙 4	20			入札説明書参考資料	本業務予定価格を算出する根拠となる、本事業実施期間中（R9～18）の保守点検計画、修繕計画、ストマネ計画を年次別に示してほしい	ご指摘を踏まえて、事前に開示します。入札説明書参考資料一覧「運転管理マニュアル（六日町浄化センター、堀之内浄化センター）」、「新潟県流域下水道 スtockマネジメント計画」等をご確認ください。
83	実施方針 (案)	20	別紙 4	別表5			入札説明書参考資料 一覧	これらの資料を事前に閲覧することは可能でしょうか。	ご指摘を踏まえて、事前に開示します。
84	実施方針 (案)	21	別紙 5				事業実施体制（参考）	※計画策定業務の業務責任者については、再委託先において、・・・とありますが、再委託が可能な業務の範囲が明示されていません。再委託の条件を入札説明資料等で提示願います。	ご指摘の点については、要求水準書（案）2.1.4に記載しております。
85	要求水準書 (案)	0					用語の定義	「再委託」は通常の県委託条項では禁止されていて、県の承諾が必要とされているが、本業務では承諾は不要という考えでよいのか？再委託に関する契約書（案）等の条文を示してほしい。	前段については、県の承諾は必要となります。後段については、No.29の回答をご確認ください。
86	要求水準書 (案)	0	序文				用語の定義（承諾、確認）	「承諾」「確認」の定義において、県の「承諾」を得た計画書や業務マニュアルの記載通りに誠実に業務を履行していた中で予期せぬ不具合やトラブルが生じた場合、その計画・マニュアルの妥当性を県が承諾していた場合、結果責任を100%受託者が負うのではなく、協議事項としていただけますでしょうか。	ご指摘の点については、具体的な対応は個別事案・状況に応じて県と受託者との協議により決定します。
87	要求水準書 (案)	0	序文				用語の定義（承諾、確認）	用語の定義に「指示」を追加していただけますでしょうか。また、「承諾」「確認」について「県は何ら責任を負うものではない」旨の記載がありますが、これによる責任分界は適正でしょうか（県が内容を了承した場合の責任の所在についてご見解をお示しください）。	ご意見として承ります。また、承諾、確認は、受託者の業務内容を必要な範囲で確認するものであり、これにより受託者の業務履行上の責任が免除又は軽減されるものではないと考えますが、個別事案・状況に応じて県と受託者との協議により決定します。

N0.	資料名	頁	章	節	項	目	項目名	意見及び質問	回答
88	要求水準書 (案)	1	1	4			対象施設	本事業の対象施設等は、p 30以降の別紙1に示される浄化センター等の用地内に含まれるすべての施設・設備等との理解でよろしいでしょうか。	用地内について、一部（六日町浄化センター内に設置されている南魚沼市所管のし尿等受入施設）を除き、全ての施設・設備等が本事業の対象となります。加えて、用地外に河川区域で占用許可を取っている放流渠や道路占用許可を取っている案内看板があります。 なお、対象施設については、要求水準書（案）別表1-1-1、1-2-1、1-4-1、1-5-1、1-6-1をご確認ください。
89	要求水準書 (案)	1	1	4			対象施設	「本事業の対象施設は・・・・・・（詳細は、別紙1本事業の対象施設を参照のこと）。」とありますが、別紙1は図示のみです。対象施設の一覧表を明示して頂けませんでしょうか。（土木・建築・機械・電気の施設・設備等）	No. 88の回答をご確認ください。
90	要求水準書 (案)	1	1	4			対象施設	p 30以降の別紙1に示される浄化センター等の用地の外については、民間事業者の関与・責任はないと理解してよろしいでしょうか。	対象施設については、No.88の回答をご確認ください。 また、汚泥運搬中のトラブルなど用地外での関与・責任が生じる場合も考えられます。
91	要求水準書 (案)	1	1	4			対象施設	本事業の対象施設等の中に、県の用地外にある施設・設備、用地を持たない施設・設備はありますか。ありましたら、名称、場所、状況等、維持管理に必要な情報を提示して頂けませんでしょうか。（例えば、道路上、もしくは道路下にあるようなもの等）	No. 88の回答をご確認ください。
92	要求水準書 (案)	1	1	4			対象施設	本事業の対象施設等が存在する用地の用地界を図面等で明示して頂けますでしょうか。 ※用地境界が、責任分界となると考えます。	用地境界を図面で明示しませんが、対象施設は、公告時に示す要求水準書 別紙1や現地確認の際にご確認ください。
93	要求水準書 (案)	1	1	4			対象施設	「なお、事業期間中に県に移管され、……行うものとする。」とありますが、現時点で、県に移管される施設が想定されておりましたら、ご教示願えませんでしょうか。	現時点で具体的に想定される施設はありません。
94	要求水準書 (案)	1	1	4			処理能力	日最大の処理能力を超える流入が発生した場合の対応方針について、マニュアル等に規定されていますでしょうか。	運転管理マニュアルに規定されています。詳細は、入札説明書参考資料一覧「運転管理マニュアル（六日町浄化センター、堀之内浄化センター）」をご確認ください。
95	要求水準書 (案)	1	1	4	1	-	対象施設（浄化センター）	(3)②で予想流入水量が記載されているが、水処理は日平均ではなく日最大で設計する施設であるため、日最大（晴天時）の予想流入水量の記載を追加してほしい。	参考として、過年度の日最大（晴天時）の流入水量の情報を事前に開示します。詳細は、入札説明書参考資料一覧「新潟県下水道公社 年報」をご確認ください。
96	要求水準書 (案)	1	1	4	2	(2)	その他	「塩沢流量計はR7年度末で運用を停止中」とありますが、それならば、対象施設ではないという理解でよろしいでしょうか。もし対象施設だとしたら、何を維持管理する、ということでしょうか。 ※p16 3.3.1でストマネは対象外と理解します。	要求水準書（案）3.4.3保守点検整備業務に記載のとおり、業務の対象となります。 本業務では、流量計計測装置が収納している現場自立盤の目視点検（屋外設置、架台含む）が主な点検となります。また、大雨後や降雪前後時には管渠内に設置している計測装置についても、汚水の流下を妨げていないか確認及び支障物の除去が必要な作業となります。
97	要求水準書 (案)	1	1	4	1		対象施設	六日町浄化センター全体配置図においてし尿等受入施設が本事業の対象範囲内に入っています。本事業の対象外ではないでしょうか。	ご指摘を踏まえ、対象外であることが分かるように記載を検討します。
98	要求水準書 (案)	1	1	4	2		塩沢流量計、点検業務	現在運用停止中である塩沢流量計について、10年間の事業期間中に県の判断により運用が再開される、あるいは施設自体の撤去・改築工事が行われることとなった場合、それに伴う受託者側の管理業務増加に対して、対価の見直しや増額を協議することは可能でしょうか。	塩沢流量計に限らず、要求水準書の変更を伴う場合には協議となります。
99	要求水準書 (案)	2	1	4	4~6		対象施設（中継ポンプ場）	処理場と同じように予想流入量（ポンプ場のため時間最大）の記載を追加してほしい。	過年度の流入量を整理していないことから、現状の記載とします。処理能力（m ³ /分）や過去の運転時間等を踏まえてご提案ください。

NO.	資料名	頁	章	節	項	目	項目名	意見及び質問	回答
100	要求水準書 (案)	3	1	5	1		統括管理業務	「・各種計画書・・・」とありますが、各種計画書とは、具体的にどのような計画書の作成を意図しておりますでしょうか。例示して頂けないでしょうか。	各種計画書は、要求水準書（案）2.2提出書類に記載のとおり、事業実施計画書・年間業務計画書・月間業務報告書・年間業務報告書です。
101	要求水準書 (案)	3	1	5	1		統括管理業務	「・各種計画書・・・」とありますが、各種計画書の作成は、総括管理者が実施する業務という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
102	要求水準書 (案)	3	1	5	1		統括管理業務	「・更新計画書作成業務」とありますが、この業務は総括管理者が実施する業務という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
103	要求水準書 (案)	3	1	5	1		統括管理業務	各種計画書並びに更新計画の作成に対して、2.1.4で規定する技術士資格の要件は該当しないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
104	要求水準書 (案)	3	1	5	2		計画策定業務	1.5.2の細目には、「ストックマネジメント計画案策定業務」しか記載されておりましたが、ストマネ以外の計画策定はこの項目の業務に含まれていないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
105	要求水準書 (案)	3	1	5	2		計画策定業務	繰り返しになり恐縮ですが、「1.5.2計画策定業務」には、1.5.1に記載の各種計画並びに更新計画の作成・策定は含まれないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
106	要求水準書 (案)	3	1	5	2		計画策定業務	もし、「1.5.2計画策定業務」の業務内容が「ストックマネジメント計画案策定業務」のみであるならば、この項目のタイトルを、「1.5.2計画策定業務」⇒「1.5.2ストックマネジメント計画案策定業務」に変更して頂けないでしょうか。※「計画策定」という用語のままでと、種々の計画作成・策定がこの項目に該当する業務と誤解され、作成・策定に技術士資格要件が付きまといます。	ご意見として承ります。
107	要求水準書 (案)	4	2	1			事業実施体制	引き継いだ完成図書、電気・機械図面、またはメーカー取扱説明書等のデータ自体に潜在的な「誤記・記載漏れ」があり、それに準拠して発生した機器の破損や事故について、受託者は完全に免責されるという理解でよろしいでしょうか。	引き継がれた資料の不備に起因する影響については、受託者のリスク負担にはならないものと考えますが、具体的な対応は個別事案・状況に応じて県と受託者との協議により決定します。
108	要求水準書 (案)	4	2	1			事業実施体制	統括責任者、業務責任者、副業務責任者の配置について、専任の有無及び処理場常駐の有無について（常駐の場合はどちらの処理場か）ご教示ください。	総括責任者、業務責任者、副業務責任者の専任及び常駐については、義務付けておりません。 総括責任者及び業務責任者の配置については、要求水準書に定める要件に基づく事業者の提案により配置を決定します。
109	要求水準書 (案)	4	2	1	1		総括責任者及び業務責任者の配置 総括責任者の配置要件	「総括責任者」、「本事業を統括する」という表現があり、総括と統括が混在しています。総括と統括で意味の違いはありますでしょうか。	ご意見を踏まえ、総括に統一した記載とします。 なお、詳細は、公告時に示す要求水準書をご確認ください。
110	要求水準書 (案)	4	2	1	1,2		総括責任者及び業務責任者の配置 総括責任者の配置要件	1.5.1では統括管理業務となっています。文脈から、「統括管理業務の責任者が総括責任者で、その者が事業全体を統括する」と読めます。紛らわしいので、総括責任者⇒統括責任者に変更しては如何でしょうか。	No.109の回答をご確認ください。
111	要求水準書 (案)	4	2	1	1,2		総括責任者及び業務責任者の配置 総括責任者の配置要件	2.1.1では「本事業を統括する総括責任者」、2.1.2では「本事業全体を統括する管理能力がある者」となっております。文脈から後者は「本事業全体を統括する管理能力がある者」ではないでしょうか。	基本的な考え方については、No.109の回答をご確認ください。

N0.	資料名	頁	章	節	項	目	項目名	意見及び質問	回答
112	要求水準書 (案)	4	2	1	3, 7		配置の要件、本事業の従事者の配置	業務責任者、副業務責任者、および現場の従事者について、実務経験の要件を満たす者が定年退職、または予期せぬ自己都合退職等により離職した場合、新たな人員が教育研修等を通じて業務に習熟するまでの間、実績年度要件の緩和や、一定の猶予期間は認められますでしょうか。	実務経験の要件は緩和しません。
113	要求水準書 (案)	4	2	1	3	(1)	処理場施設等管理業務の業務責任者の要件	【意見】10年間の長期契約において、定年退職や世代交代に伴う責任者の変更は不可避です。災害時等の迅速な意思決定には、他施設からの異動者よりも、当該施設の設備や特性、備蓄状況等に精通した実務者が適任であると考えます。つきましては、実効性のある体制維持のため、以下の2点の修正・緩和を検討いただけないでしょうか。	ご意見として承ります。
114	要求水準書 (案)	4	2	1	3	(1)	処理場施設等管理業務の業務責任者の要件	【意見】1. 副業務責任者から業務責任者への内部昇格を柔軟に認めるため、実務経験年数の算定基準を「提案時」ではなく「就任時（例：令和9年4月1日）」時点とするよう明記いただきたい。	実務経験年数の算定基準については、就任時とします。
115	要求水準書 (案)	4	2	1	3	(1)	処理場施設等管理業務の業務責任者の要件	【意見】2. 責任者の交代が発生した際、他施設での経験年数だけでなく、当該施設での副責任者としての実務経験（例：2年以上）を重視した要件設定（または資格要件の一部緩和）を行うなど、現場熟知度の高い人材が責任者へ就任しやすい基準へ変更いただきたい。	ご意見として承ります。
116	要求水準書 (案)	4	2	1	4		計画策定業務の業務責任者配置の要件	ここで規定する資格要件は、「1.5.2計画策定業務 ・ストックマネジメント計画策定業務」のみに適用されると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
117	要求水準書 (案)	4	2	1	4		計画策定業務の業務責任者配置の要件	もし上記であるならば、この項目のタイトルを、「2.1.4計画策定業務の業務責任者の配置の要件」⇒「2.1.4ストックマネジメント計画案策定業務の業務責任者の配置の要件」に変更して頂けないでしょうか。 ※「計画策定」という用語のままだと、種々の計画作成・策定がこの項目に該当する業務と誤解され、作成・策定に技術士資格要件が付きまといます。	ご意見として承ります。
118	要求水準書 (案)	5	2	1	6		有資格者の配置	電気主任技術者の資格要件については、受託者が直接雇用する専任の社員だけでなく、電気保安協会等の外部専門機関への業務委託（外部選任・スマート保安の適用等）による配置は認められますでしょうか。またはJV構成企業間での兼任配置は認められますでしょうか。併せて、各有資格者は1人が複数資格を兼務できるという理解でよろしいでしょうか。	外部専門機関への業務委託も可能です。また、各有資格者は1人が複数資格を兼務することも可能ですが、それにより業務実施に支障が生じるなど、体制として適切であるかについては事業者にて判断を行う必要があります。
119	要求水準書 (案)	5	2	1	7		本事業の従事者の配置	深夜・休日発報時の「一次対応」の具体的な業務境界（現地での状況確認・初期操作・報告までか、原因特定調査や緊急的な機械修繕の着手まで含むか）をご教示ください。	具体的な対応については、要求水準書に定める要件及び過去の対応方針を踏まえてご提案ください。 過去の運営方針については、入札説明書参考資料一覧「運転管理マニュアル（六日町浄化センター、堀之内浄化センター）」「新潟県流域下水道施設運転管理業務継続計画（BCP地震・津波）〈処理場・ポンプ場編〉」を事前に開示しますので、ご確認ください。
120	要求水準書 (案)	5	2	1	7		本事業の従事者の配置（教育研修）	県職員の研修受け入れに伴うテキスト代等の費用負担区分、および研修中に県職員に万一の労働災害（感電・酸欠等）が発生した場合の安全管理責任ならびに法的な補償責任の帰属をご教示ください。	県職員の研修受け入れに係る費用負担及び安全管理責任は、研修内容、実施主体及び事故等の発生原因に応じて整理します。 費用については、受託者の業務履行に必要な教育研修に係るものは委託対価に含み、県職員固有の研修受講に係るものは県の負担とします。 安全管理については、受託者が業務の実施主体として善管注意義務をもって適切に行うものとし、事故等が発生した場合の責任及び補償は、関係法令及び委託契約書に基づき、発生原因及び状況を踏まえて県と受託者で協議の上整理します。なお、県職員に係る補償は原則として県の制度により対応し、受託者に帰責事由がある場合は、その範囲で受託者が責任を負うものとします。

No.	資料名	頁	章	節	項	目	項目名	意見及び質問	回答
121	要求水準書 (案)	5	2	1	7		本事業の従事者の配置、安全管理 (2.4)	受託者が徹底した感染症対策を講じていたにもかかわらず、現場内で感染症のクラスター（集団感染）等が発生し、一時的に要求水準書通りの人員配置や24時間常駐体制を維持することが物理的に困難となった場合、ペナルティ（対価の支払停止や契約解除）からの免責、または一時的な配置基準の緩和などの猶予措置は認められますでしょうか。	新型コロナの流行のような未知のウイルスによる感染の発生などにより、一時的に要求水準書通りの人員配置や24時間常駐体制を維持することが物理的に困難となった場合においても、最低限の体制整備は必要であり、BCPに基づく汚水処理を確保できうる限りは、ペナルティの対象にはならない。
122	要求水準書 (案)	5	2	1	7		本事業の従事者の配置	処理場施設等管理業の現場に配置する従事者のうち一人は実務経験を3年以上有するについて、業務責任者、副業務責任者を除く実務経験3年以上の従事者という解釈でよろしいでしょうか。	業務責任者、副業務責任者を含めたものとなります。
123	要求水準書 (案)	5	2	1	7		本事業の従事者の配置	【意見】本業務の性格上、当初から配置されている従事者の中には20年以上の実務経験を持つ熟練技術者（ベテラン）も含まれます。この規定を厳密に適用した場合、これらベテラン社員が定年退職等で変更となる際、後任にも同様に「20年以上の実務経験」や同等の極めて高い熟練度が必須条件となるのか、基準が不明確です。仮に同等の経験年数が一律に求められる場合、将来的な人員確保や円滑な体制維持に極めて大きな支障をきたす懸念があります。	教育研修や引継、経験の形式知化を求めるものであり、経験年数などの形式基準を求めているものではありません。
124	要求水準書 (案)	5	2	1	7		本事業の従事者の配置	【意見】「当初の従事者と同じレベル」という表現が、単に経験年数や個人の熟練度をそのまま求めるものではなく、「受託者として要求水準を満たす業務履行体制が総括的・組織的に維持されていること」、あるいは「事前の教育研修（OJT/Off-JT）の計画・実施を前提として、新人を現場に配置し育成すること」を認める主旨であるか確認させてください。新人の配置・育成を拒まない柔軟な運用、または基準の明確化を求めます。	新人等の現場配置を否定するものではありません。
125	要求水準書 (案)	5, 29	2, 3	1, 5	7, 1	-	本事業の従事者の配置、災害事故対応業務に関する要求水準	他処理区や他自治体への災害応援要請に対し、本拠点の維持管理体制（24時間対応等）を維持するために協力を限定または辞退した場合、何らかのペナルティの対象となりますでしょうか。	本事業においては、ペナルティの対象とはなりません。
126	要求水準書 (案)	6	2	2	1		事業実施計画書の提出	事業実施計画書に記載する「処理場施設等管理業務の10年間の計画の（運転管理計画、水質管理計画、エネルギー管理計画、廃棄物処理計画等）内に、保守点検整備計画は含まれるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
127	要求水準書 (案)	7	2	2	3		事業実施中の提出書類	表2-1の記載内容と（公財）新潟県下水道公社の支所長会議との関係を教えてほしい	No. 74の回答をご確認ください。
128	要求水準書 (案)	7	2	2	3		業務実施中の提出書類	県が必要に応じて求めることができるとされる「その他の資料」の対象範囲、および追加費用負担の有無について明確化を求めます。	内容としては、要求水準書(案)別紙2 事業実施中の作成及び提出書類が基本となりますので、追加費用は生じないものと考えています。
129	要求水準書 (案)	7	2	2	3		業務実施中の提出書類	本規定において想定される「その他の資料」の中に、下水道公社の指定書式に基づく「維持管理年報」の作成・提出や、新潟県独自の取り組み(中期目標・業務指標 (pi) の算出、CO2削減削減目標の進捗管理等)に係る定常的かつ膨大な資料作成業務も含まれているのでしょうか。またその場合、これらは「毎年」提出を義務付けられる性質のものでしょうか。	年報の作成は含まれておりません。ご指摘の年報については、受託者には必要なデータの提供を求めます。提供を求める内容については、No. 128の回答をご確認ください。
130	要求水準書 (案)	7	2	2	3		業務実施中の提出書類	年報や独自指標の作成は多大な労力と人件費を要する独立した業務であり、一時的な「その他の資料」の枠を超えていると考えます。これらの定常業務が本規定に含まれるのか否かの回答を求めるとともに、含まれる場合はその人件費が県の設計金額（予定価格）にあらかじめ見込まれているのか、含まれない場合は指示の都度、別途追加費用（委託料の変更等）の対象となるのか、運用の明確化を要望いたします。	No. 129の回答をご確認ください。

No.	資料名	頁	章	節	項	目	項目名	意見及び質問	回答
131	要求水準書 (案)	7	2	2	3		業務実施中の提出書類	新潟県が独自に策定・推進している各種環境目標や行政計画について、本委託業務における受託者の履行義務および業務範囲の有無を確認させてください。	要求水準書（案）に記載している内容を超えるものは、現時点ではありません。
132	要求水準書 (案)	7	2	2	3		業務実施中の提出書類	新潟県では独自に「新潟県地球温暖化対策地域推進計画」に基づくCO ₂ 排出削減目標や、各種の環境・資源循環に関する独自目標を掲げておられます。これらに関連する「省エネ運転の数値目標の達成」「進捗管理のためのデータ集計・資料作成」および「県への定期的な報告・協力業務」について、本委託の要求水準（受託者が必ず履行すべき業務）として求められる具体的な義務や評価対象項目は存在するのでしょうか。	No. 131の回答をご確認ください。
133	要求水準書 (案)	7	2	2	3		業務実施中の提出書類	仮に、本委託の中で新潟県独自の目標達成やそれに伴う定常的な管理・報告業務が求められる場合は、適正な人員配置および積算（提案価格）に反映させるため、具体的な要求内容と対象項目を事前に明示いただくよう要望いたします。	No. 131の回答をご確認ください。
134	要求水準書 (案)	7, 17	2, 3	3, 3	1, 1	-	県によるモニタリングの実施、ストックマネジメント計画案策定業務	ストックマネジメント計画案策定に伴い、実際の劣化状況を把握するための詳細な「点検・調査（非破壊検査やカメラ調査等）」の実働および外注費用は、本包括委託の対価に含まれますでしょうか。	健全度評価を行うための調査業務については、本包括委託の範囲・対価に含まれます。
135	要求水準書 (案)	8	2	3	3		業務マニュアルの作成	業務マニュアルの作成、その他の項目に、「速やかに」との記載がありますが、それぞれどの程度の期間を指すのかご教示ください。	ご指摘を踏まえて、業務マニュアル・BCP計画については、「業務開始まで」に改めさせていただきます。
136	要求水準書 (案)	8	2	5			危機管理	「災害、事故等の危機管理事象発生時のリスクを想定して有効な対策を講じる」とありますが、この対策に係る費用は管理業務費用とは別に積算されているのでしょうか。	危機管理業務に係る費用については、委託費とは別途精算しません。 なお、要求水準については、要求水準書（案）2.5「危機管理」に記載の内容を求めるものとなります。
137	要求水準書 (案)	8	2	5	(1)		災害、事故等危機管理事象発生時の体制の構築	「対象施設の部分的な機能停止に留まるよう」とありますが、具体的にどのような状態を指すのかご教示ください。	「対象施設の部分的な機能停止に留まるよう」とは、下水処理機能全体が停止する状態を回避し、施設の一部設備に不具合や停止が生じた場合であっても、他系統の設備の活用や運転方法の工夫により、処理機能の全部又は大部分を維持できる状態を指します。 具体的には、処理能力の一部低下や特定施設への被害等が生じた場合であっても、放流水質の確保等、要求水準を可能な限り維持しつつ運転を継続する状態を想定しています。
138	要求水準書 (案)	9	2	5	(2)		災害・事故等危機管理事象発生時の対応方針の検討	「・・・・・・・・BCP計画を事業開始後速やかに作成し、……」とありますが、BCP計画を作成する者については、2.1.4の要件は該当しますでしょうか。	該当しません。
139	要求水準書 (案)	9	2	5	(3)		危機管理	危機管理事象が発生した際、上記事項が的確に実施されるよう消防訓練等必要な訓練を行うこととありますが、どの程度の規模での訓練を想定しているのでしょうか。	過去の実績及び要求水準書に記載の要件を踏まえ、ご提案ください。 過去の実績は、年1回大規模地震を想定した情報伝達訓練を関係機関と連携して実施しています。
140	要求水準書 (案)	9	2	6	2		本事業の経費の負担区分	受託者負担とされる「補修用材料」に、記載の部品以外は含まれないという理解でよろしいでしょうか。	本表で受託者の負担区分とされていない消耗品については、要求水準書（案）3.5.6 ユーティリティ等調達・管理業務に記載のとおり、必要となるものについて受託者が調達します。
141	要求水準書 (案)	9	2	6	2	表2-3	本事業の経費の負担区分	契約期間中に受託者の費用で設置・更新した予備品や消耗品の在庫について、契約終了時の扱いはどうなりますか。県へ無償譲渡するのか、あるいは受託者が引き取る（または県が買い取る）形になるのか、所有権の帰属を明確にされたい。	受託者の費用で独自に設置若しくは購入したものについては、事業終了時に受託者が引き取るもしくは、県が買い取ることを検討しています。 詳細は、公告時に示す委託契約書（案）をご確認ください。
142	要求水準書 (案)	9	2	6	2	表2-3	本事業の経費の区分	「潤滑油類」の費用負担範囲について、日常メンテナンスにおける「補充用」のオイル・グリス類のみを受託者負担と解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。機器の年次点検で行うオイル交換に必要なものも含まれます。

No.	資料名	頁	章	節	項	目	項目名	意見及び質問	回答
143	要求水準書 (案)	9	2	6	2	表2-3	本事業の経費の区分	「塗料」の費用負担範囲について、日常的な保守管理に伴う「部分補修（剥がれやサビへのタッチアップ等）」のための材料費のみを受託者負担と解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
144	要求水準書 (案)	9	2	6	2	表2-3	本事業の経費の区分	表2-3における「特殊作業工具」の具体的な範囲、および費用負担の限界点（金額基準等）について明確化を求めます。	ご指摘を踏まえ、入札説明書参考資料一覧「貸与品一覧」を事前に開示します。一覧に掲載が無いもので、維持管理に必要な工具類があれば受託者の負担となります。
145	要求水準書 (案)	9	2	7			貸与品	県から貸与される車両や工具、什器、備品等の故障・経年劣化に伴う更新費用は、どちらの負担になりますか。	貸与品の更新費用は受託者負担となります。
146	要求水準書 (案)	9, 27	2, 3	7, 4	-, 10	-	貸与品、保安管理業務	受託者が要求水準書に定める保安管理業務（施設、夜間パトロール等）を適切に履行し善良なる管理者の注意義務を果たしていたにもかかわらず、突発的な第三者の犯罪行為（窃盗・破壊等）や、落雷・突発的な火災などの自然的災害によって発生した貸与品毀損に対する免責基準をご教示ください。	ご指摘の点については、善管注意義務を果たしていたということであれば、不可抗力その他の要件に該当するものと考えますが、具体的には個別事案・状況に応じて決定します。
147	要求水準書 (案)	10	2	8			下水道資源の有効活用	汚泥の肥料化等の資源有効活用を促進するにあたり、受託者が独自の活用方法や流通ルートを提案・実施することは可能でしょうか。その際、肥料登録等の事務手続きの役割分担や、創出された収益の配分（インセンティブ等）について考え方を教示ください。	下水道資源の有効活用については、要求水準を満たす範囲において、受託者による提案及び実施を妨げるものではありません。なお、具体的な手続きや役割分担、収益の取扱いについては、公告時に示す委託契約書（案）及び事業者の提案により決定します。
148	要求水準書 (案)	10	2	9			地域貢献	「県内企業の利活用目標を自ら定め」とありますが、この目標は「発注金額（円）」や「件数」等の定量的な数値目標とする必要があるのでしょうか。あるいは、地元企業への発注実績や連携内容を記述する定性的な報告形式でも認められるのか、評価の基準を教示願います。	具体的な数値目標は求めません。評価の基準については、公告時に示す落札者決定基準をご確認ください。
149	要求水準書 (案)	10	2	9			地域貢献	地域貢献の一環として、地元の学校教育（施設見学や出前授業）やイベント協力等を行う場合、これらも利活用目標の一部として評価対象に含まれるのか確認させてください。また、目標の達成・未達成がモニタリング評価や次期契約にどの程度影響するのか明確にされたい。	評価対象に含まれるか否かは、提案評価に関わるため公告時に示す落札者決定基準をご確認ください。また、当該項目は要求水準書に含まれるため、要求水準の達成状況等に関わる内容となります。
150	要求水準書 (案)	10	2	9			地域貢献	受託者側の責任によらない外部要因（再委託先企業の廃業、または他社との競合による見積価格の高騰、技術的要件の不一致等）によって、自ら定めた利活用目標値を100%達成できなかった場合、これは「要求水準の未達」として是正勧告やペナルティの対象となるのでしょうか。それとも努力目標としての位置づけとなるのかご教示ください。	当該項目については、目標値としての設定であり、是正通告やペナルティの対象としません。
151	要求水準書 (案)	10	2	10			事業開始前の施設機能確認	事業開始後に判明した隠れた瑕疵につきましても協議の場を設けていただけますようお願いいたします。	ご指摘の点が判明した場合は、協議の場を設けた上で対応します。
152	要求水準書 (案)	10	2	10			事業開始前の施設機能確認	現行受託者であっても、地下埋設管や機器内部の潜在的な瑕疵を短期間の引継ぎで全て把握することは困難です。引渡し時に確認できなかった瑕疵が事業開始後に発覚した場合、一定期間内であれば県の責任と費用負担にて是正されることを明確にしていだけないでしょうか。	本件は委託業務であるため、事業者の不作为など帰責事由がある場合を除き、県のリスク分担と考えますが、個別事案・状況に応じて県と受託者との協議により決定します。
153	要求水準書 (案)	10	2	10			事業開始前の施設機能確認	県が把握している不具合についての公開はされるのでしょうか。	ご指摘を踏まえ、事前に開示します。入札説明書参考資料一覧「新潟県下水道公社 年報」をご確認ください。
154	要求水準書 (案)	10	2	10			事業開始前の施設機能確認	事業開始時には、県が把握している不具合はないという理解でよろしいでしょうか。または、県が把握している不具合について示していただけますでしょうか。	No. 153の回答をご確認ください。

N0.	資料名	頁	章	節	項	目	項目名	意見及び質問	回答
155	要求水準書 (案)	10	2	10			事業開始前の施設機能確認	事業準備期間中の施設確認（機能確認）では構造上・物理的に発見不可能であり、事業開始後に初めて発見した県の管理期間における施工不良や「潜在的瑕疵」に対する修理費用等の責任は、県に帰属するという理解でよろしいでしょうか。	本事業は委託業務であり、事業準備期間中の施設確認（機能確認）において、受託者が通常の注意をもって発見又は予見することが困難であった事象について、当該事象の発生のみをもって、直ちに受託者に修理費用等の負担が生じるものではありません。一方で、受託者が善良な管理者の注意義務に基づき発見又は予見し得た事項、又は県に報告・協議すべき事項については、当該義務の履行状況も踏まえて決定することとなります。
156	要求水準書 (案)	10	2	10			事業開始前の施設機能確認	事業準備期間中の施設確認において、物理的に分解点検が困難な箇所（水中機器や埋設管等）で発生した「隠れた瑕疵」による故障は、県側の負担で修繕を行うという理解でよろしいでしょうか。	No. 155の回答をご確認ください。
157	要求水準書 (案)	10	2	10			事業開始前の施設機能確認	更新計画案の策定にあたり、県が提供した既存台帳の誤りが原因で計画に不備が生じた場合、受託社は免責されるという認識でよろしいでしょうか。	ご指摘の点については、県のリスク負担になり得るものと考えますが、個別事案・状況に応じて県と受託者との協議により決定します。
158	要求水準書 (案)	10	2	10			事業開始前の施設機能確認	事業開始前の施設確認で発見された故障の修理期限を事業開始後〇カ月以内と規定できるか。	原則として明確な期間設定しませんが、ご意見として承ります。
159	要求水準書 (案)	10	2	11	1, 2		契約終了時の対応	受託者が要求水準に沿って適正な日常メンテナンスを継続していた中で、機器の「製造上の耐用年数（寿命）」の到来に伴い発生するオーバーホール等についても、受託者の自己負担で修繕・機能回復を行う必要があるのでしょうか。また、「大規模修繕を要することのない状態」の可否を判定する客観的な数値基準や合否判定基準をご教示ください。	ご指摘の点については、ストックマネジメント計画として策定した計画的な修繕・改築にあたり、県のリスク負担になり得るものと考えますが、個別事案・状況に応じて決定します。大規模修繕を要することのない状態は、個別事案・状況に応じて決定します。
160	要求水準書 (案)	10	2	11	1		委託契約を解除・終了する際の対応	事業開始時には、契約終了時と同様に、1年以内は改築、オーバーホール等を伴う大規模修繕（ストックマネジメント計画として策定した計画的な修繕・改築は除く）を要することのない状態であるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
161	要求水準書 (案)	10	2	11	1		委託契約を解除・終了する際の対応	「事業期間終了後1年以内は改築及びオーバーホール等を伴う大規模修繕を要することのない状態であることを確認し」とありますが、大規模修繕とは金額・規模などどのようなものを指すのでしょうか。また、予算不都合による更新延期や突発的修繕の多発により適切な修繕ができないことも想定されます。上記の場合、受託者は免責されるという認識でよろしいでしょうか。	前段については、No. 159の回答をご確認ください。後段については、県の債務不履行によるリスクにあたり、基本的には県のリスク負担となり得るものと考えますが、個別事案・状況に応じて決定します。
162	要求水準書 (案)	10	2	11	1		委託契約を解除・終了する際の対応	事業期間終了後1年以内、という期間を設けるのではなく、県による施設機能確認をもって事業完了としていただきたい。	ご意見として承ります。
163	要求水準書 (案)	10	2	11	2		県による施設機能確認	修繕や他工事に伴い発生する古い大型機械や配管等の撤去発生品・有価物（金属くず等）の所有権、およびスクラップ売却益は、県と受託者のどちらに帰属しますでしょうか。また、産廃処分費が発生した際の負担区分についても併せてご教示ください。	撤去により発生する設備、機器、配管の所有権については、原則として県に帰属するものとします。また、有価物として売却する場合や産廃処分費の取扱いについては、その方法及び収益の帰属を含め、県が指定する方法又は県と受託者との協議により整理します。
164	要求水準書 (案)	10	2	11	2		委託契約を解除・終了する際の対応	「事業期間終了時に、県又は県が指定する者が施設機能確認を行い、適正な維持管理のもとでは想定できないような著しい機能低下が認められた場合には、受託者が自らの負担により施設の機能回復を図らねばならない」とありますが、「著しい機能低下」とはどのようなものを指すのでしょうか。また、この機能確認の時点で際機能低下が認定されない場合、それ以降に発見された事象については免責されるという認識でよろしいでしょうか。	要求水準書で規定する機能・性能を発揮できる状態を基準として、経年劣化等を加味し、県と受託者との協議により決定します。また後段については、受託者のリスク負担にならないものと考えますが、個別事案・状況に応じて県と受託者との協議により決定します。

N0.	資料名	頁	章	節	項	目	項目名	意見及び質問	回答
165	要求水準書 (案)	10, 27	2, 3	11, 4	3, 6	-, (5)	器具及び備品等の撤去、通信の調達管理	受託者が自費で引き込んだネットワーク回線や光ファイバー等の通信インフラ資産、あるいは業務上設置したオフィス家具・OA機器等について、契約終了時に県へ無償譲渡（残置）することは可能でしょうか。あるいは、原則として全て受託者費用での撤去（原状回復）が義務付けられるのでしょうか。「所有権移転を受ける器具及び備品等」の具体的な選定基準についてご教示ください。	所有権の移転については、No. 141の回答をご確認ください。
166	要求水準書 (案)	11	2	11	4		事業終了時の引継ぎ	10年目の契約満了際に発生する「次期受託者への引継ぎ業務（指導、引継文書作成、並行常駐等）」に要する追加人件費・諸費用は、本包括委託の対価に含まれますでしょうか。あるいは別途精算の対象となりますでしょうか。	本事業の委託費に含まれます。
167	要求水準書 (案)	11	2	11	4		事業終了時の引継ぎ	契約終了時の施設評価において、第三者機関に依る判定費用は県が負担するという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
168	要求水準書 (案)	11	2	12			秘密の保持等（資料及び成果の所有）	受託者が本事業の維持管理効率化やストックマネジメント計画案策定等のために、自社で独自に開発した「既存のプログラム、AI診断システム、独自ノウハウ」を現場に投入・適用して業務を行った場合、これらの受託者固有の知的財産権（特許権、著作権等）は県に帰属、あるいは無償で県へ譲渡しなければならないという解釈になりますでしょうか。受託者が持ち込んだ独自資産（システム・ノウハウ等）の知財帰属の原則についてご教示ください。	知的財産権の帰属・無償での譲渡を求めるものではありません。
169	要求水準書 (案)	11	2	12			秘密の保持等	「本事業の実施により得られた資料及び成果の所有は県に帰属する」とありますが、この「成果」の範囲について確認させてください。受託者がプロフィットシェアの実現や業務効率化を目的として、自らの費用負担により開発・導入したプログラム、アルゴリズム、および追加設備等についても、一律に県に帰属するという理解でよろしいでしょうか。受託者固有の知的財産権については、受託者に帰属するものと整理いただくことは可能でしょうか。	No. 168の回答をご確認ください。
170	要求水準書 (案)	12	2	14			準拠図書	列挙された官公庁の積算基準や標準仕様書に定める工法・単価について、強制力がありますでしょうか。要求性能を満たす範囲において、民間の独自ルートによる調達や代替工法の採用は認められますでしょうか。	準拠図書は本業務の実施の基準として示したものであり、要求水準を満たす手段の選択を制限するものではありません。
171	要求水準書 (案)	12	2	15			魚野川流域関連市町村との連携への対応に関する要求水準	魚野川流域関連市町村との連携への対応について、現時点で県として想定しているものがありましたらご教示ください。	No. 5の回答をご確認ください。
172	要求水準書 (案)	12	2	15			魚野川流域関連市町村との連携への対応に関する要求水準書	事業期間中に移管され対象となる可能性のある具体的な施設リスト（名称・規模・経過年数）を提示いただけますか。また、その際の対価見直しは、既存の単価を準用する形ででしょうか。	前段については、No. 5の回答をご確認ください。 後段については、具体化した段階で県と受託者との協議により決定します。
173	要求水準書 (案)	#####	2, 3	15, 4, 別図1-1-3	-, 1, -	-, (2), -	連携への対応、水処理施設、六日町浄化センターフローシート	表3-4の注記に「想定水質の六日町浄化センターの計画値にはし尿は含まれていない」とあります。し尿受入れ施設の管理は本事業に含まれておりませんが、し尿は現状既に受入れされていると思います。し尿の受入れ量と受入れ水質の現状と今後の見通しについてご教示ください。また、当該要因により放流水質や脱水土泥含水率の目標基準が未達となった場合、受託者は免責されますでしょうか。薬品費や汚泥処分費が想定を超えて増大した場合の実費精算の可否についてもご教示ください。	前段については、入札説明書参考資料一覧「新潟県下水道公社年報」を事前に開示しますので、ご確認ください。 後段については、基本的に受託者のみがリスクを負担するものではないと考えますが、個別事案・状況に応じて決定します。
174	要求水準書 (案)	13	2	15			魚野川流域関連市町村との連携への対応に関する要求水準	「受託者は、事業期間中に、・・・・・・本事業に参画を希望した場合には、誠意をもって協議に応じることとする。」とありますが、どのような意味、意図でしょうか。市町村の希望を受け入れる義務を負いますでしょうか。	当該記載は、関連市町村と本事業が密接な関係を有することから、当該市町村が本事業への参画を希望した場合に、受託者が協議に応じることを求める趣旨です。なお、参画の可否や具体的な対応内容については、当該協議を通じて決定するものであり、受託者が受入義務を負うものではありません。

NO.	資料名	頁	章	節	項	目	項目名	意見及び質問	回答
175	要求水準書 (案)	14	3	1	1		基本的な責務	適切なセキュリティ運用下において不可抗力的なサイバー攻撃を受けシステム停止等が生じた場合、水質目標未達のペナルティ免責および復旧に要する実費は県負担となるという理解でよろしいでしょうか。	ご指摘の点については、実施方針（案）別紙2リスク分担表に記載のとおり、基本的には県のリスク負担となり得るものと考えますが、個別事案・状況に応じて県と受託者との協議により決定します。
176	要求水準書 (案)	14	3	1	1		基本的な責務（創意工夫による効率化）	費用縮減提案時の県と受託者間の配分比率（シェア割合）の目安、および縮減判定の基準となる「ベースライン（基準委託費用）」の定義についてご教示ください。	No. 8の回答をご確認ください。
177	要求水準書 (案)	14	3	1	1		基本的な責務	県の工事や用途変更など発注者側の都合で事務室等が使用不能となった場合、代替仮設事務所の設置費用やスペース賃借料、光熱水費等の追加コストは全額県が負担（または対価増額協議の対象）となりますでしょうか。	別途精算について協議します。
178	要求水準書 (案)	14	3	1	1		基本的な責務	県が実施する他工事（水槽の一時停止等）に伴う処理プロセスへの物理的制約によって、一時的に放流水質の要求水準を達成できなかった場合、自動的に免責（ペナルティ除外）されますでしょうか。	水質基準の遵守を前提として、県および工事実施者と受託者とは協議した上で工事を実施することとなるため、自動免責とはならないと考えますが、個別事案・状況に応じて協議により決定します。
179	要求水準書 (案)	14	3	1	1		基本的な責務	「要求水準は、（中略）県及び受託者の合意によりその効力を得るものである。」とありますが、これは契約時に協議の対象となるのでしょうか。	原則として、要求水準書は変更しません。
180	要求水準書 (案)	14	3	1	1		基本的な責務 (県が実施する修繕、工事、委託、調査等)	「県が実施する修繕」はどのようなものを想定しているかご教示ください。	本事業における修繕業務の対象外であり、別途県から発注する業務を指します。現状具体的に想定されるものはありません。
181	要求水準書 (案)	14	3	1	1		基本的な責務	「受託者は県の指示がある場合は、現場立ち合いを行うこと」とありますが、立ち会う従業員について指定等がありますでしょうか。	内容によりますが、総括責任者や業務責任者を想定しています。
182	要求水準書 (案)	14	3	1	1		基本的な責務	受託者は業務外へのネットワーク接続（中略）その他情報の漏洩の恐れがある行為は行ってはならない。個人のスマートフォンのWi-Fi接続についてはどうでしょうか。	個人のスマートフォンのWi-Fi接続についても、情報セキュリティ上の懸念が生じる内容・設定であれば、情報漏えいの恐れがある行為となります。
183	要求水準書 (案)	14	3	1	2		処理場施設等管理業務に関する責務	日常、及び定期点検整備等のための一時的な機器の停止、長期間停止（休止）機器に対する保全運転などが考えられます。「受託者は運転の停止及び再運転をする際、県と協議すること」とありますが、日常や定期点検の都度、県と協議では業務の遅滞が考えられます。停止及び再運転の定義を明確にしてください。	水処理・汚泥処理への影響が生じる可能性がある場合は協議が必要と考えています。
184	要求水準書 (案)	14, 28	3	1, 4	1, 14	-	基本的な責務、他工事立会業務	県発注他工事の施工業者のミスや手順書不備に伴う事故・放流水質悪化の結果について、受託者の責任は問われないという理解でよろしいでしょうか。また、施工業者の試運転立会い等において長期拘束された場合の追加人員費用は実費精算が可能という理解でよろしいでしょうか。	前段については、県発注工事では通常、一定期間の契約不適合期間を設定します。契約不適合期間の故障については、原則施工者の負担での対応となります。後段については、基本的には本事業の対象となりますが、通常の業務範囲を逸脱した対応が求められる場合は、別途協議とさせていただきます。
185	要求水準書 (案)	14, 28	3	1, 4	2, 14	-	処理場施設等管理業務に関する責務、他工事立会業務	県発注他工事の完了時に、県・施工者・受託者の三者間で行う機能確認検査プロセスはありますか。また、引渡し後の施工不良瑕疵に伴う故障に対し、受託者の予防保全不備として責任を問われない免責基準はありますか。	No. 184の回答をご確認ください。
186	要求水準書 (案)	15	3	1	3		計画策定業務に関する責務	この項目で記述している「計画策定業務」は、「ストックマネジメント計画策定業務」のみを指しているという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	資料名	頁	章	節	項	目	項目名	意見及び質問	回答
187	要求水準書 (案)	15	3	2	3		各種計画書及び報告書の作成・報告業務	業務計画書及び報告書の作成・報告業務について県が認めた月度においてはウェブ会議で良いでしょうか。	月次報告会の開催方法は原則会議体としておりますが、両者協議によって、ウェブ会議の開催も可能です。
188	要求水準書 (案)	15	3	2	4		更新計画案作成業務	更新計画とは、どのような内容の計画かご教示ください。 県が別途実施するストックマネジメント計画変更業務に合わせて、毎年度5月末までとありますが、事業開始初年度については対応期間が短いため2年目以降の対応とさせていただきますでしょうか。	前段については、修繕・改築計画の見直し（計画変更）が対象となります。 後段については、5月末までの提出時期は変更不可となります。
189	要求水準書 (案)	15	3	2	4		更新計画案作成業務	更新計画案の提案（3.2.4）について、前年度末（3月）までの点検データを反映させるには5月末提出は困難です。提出期限の延長、または前々年度データを基本とする運用は可能でしょうか。	参照するデータはご提案等を踏まえて協議します。5月末までの提出時期は変更不可となります。
190	要求水準書 (案)	15	3	2	4		更新計画案作成業務	県が別途実施するストックマネジメント計画変更業務に合わせてとありますが毎年変更はあるのでしょうか。	毎年度変更します。
191	要求水準書 (案)	15	3	2	4		更新計画案作成業務	県が別途実施するストックマネジメント計画変更業務に合わせて毎年度5月末までとありますが、更新計画案作成について、最初の提出は初年度を通じて得られた維持管理情報等を元に作成することが想定されますので翌年(10年5月)提出と考えてよいのでしょうか。	No. 189の回答をご確認ください。
192	要求水準書 (案)	15	3	2	4		更新計画案作成業務	更新計画について「健全度評価結果を踏まえ、毎年度5月末までに提案を行う」との記載がございますが、ストックマネジメント計画にもとづく修繕・改築計画も同様に健全度評価結果を踏まえた計画であり、こちらは5カ年に1回の策定と理解します。よって、更新計画は修繕・改築計画による5カ年をベースとしつつも、毎年度の調査結果による健全度評価に併せた計画変更を行うものという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
193	要求水準書 (案)	15	3	2	4		更新計画案作成業務	対象施設内における各設備の健全度を把握するため、過年度及び最新の点検調査計画と健全度評価結果の提示をお願いしたい。	入札説明書参考資料一覧「新潟県流域下水道 ストックマネジメント計画」「魚野川流域下水道（六日町処理区）六日町処理場ストックマネジメント実施方針策定業務委託 報告書」「魚野川流域下水道（堀之内処理区）堀之内処理場ストックマネジメント実施方針策定業務委託 報告書」等を事前に開示しますので、ご確認ください。
194	要求水準書 (案)	15	3	2	4		更新計画案作成業務	提出する更新計画案は見直した当該年度分の案のみでよろしいでしょうか。それとも修繕・改築5カ年計画等の5年間分を見直したもので提出が必要でしょうか。（県が保有する情報システムに含まれるものですか。） また、この際に予算制約などの配慮すべき点はございますか。	更新計画案は、必ずしも5年間分全てを見直すわけではなく、日々の維持管理情報や気づきを踏まえ、必要に応じて修繕・改築等の計画の修正を行うためのものになります。また、予算制約もあることから、優先順位を付けたうえで毎年度提案を求めるものです。 更新計画案の作成内容については、入札説明書参考資料「更新計画案参考資料 5月ヒアリング様式等」を事前に開示しますので、ご確認ください。
195	要求水準書 (案)	15	3	2	4		更新計画案作成業務	「健全度評価を実施すること」との規定について、適正な積算（必要となる人員や作業時間の算出）および業務履行体制の検討を行うため、具体的な評価手法や基準の明確化を求めます。	更新計画案作成業務における健全度評価の実施について、3.4.3 保守点検整備業務（2）調査業務の健全度評価と重複するため、記載を検討します。
196	要求水準書 (案)	15	3	2	4		更新計画案作成業務	下水道関連施設の健全度評価にあたっては、適用するマニュアル（例：国土交通省の「下水道ストックマネジメント実施に関する手引き」や、県が独自に定める点検・調査基準など）や、対象となる設備・土木構造物の範囲、評価ランクの定義が明示されていないと、具体的な作業ボリュームの把握が困難です。	入札説明書参考資料「新潟県流域下水道ストックマネジメント実施方針」「新潟県流域下水道（処理場・ポンプ場における土木構造物）ストックマネジメント調査指針」等を事前に開示しますので、ご確認ください。
197	要求水準書 (案)	15	3	2	4		更新計画案作成業務	つきましては、提案段階における積算の乖離を防ぐため、「適用の対象となる具体的な評価マニュアルやガイドライン」および「評価に際して受託者が実施すべき点検・調査の深度（目視、詳細調査等の区分）」を事前に明示いただくか、仕様書等に追記いただくよう要望いたします。	入札説明書参考資料「新潟県流域下水道ストックマネジメント実施方針」「新潟県流域下水道（処理場・ポンプ場における土木構造物）ストックマネジメント調査指針」等を事前に開示しますので、ご確認ください。

NO.	資料名	頁	章	節	項	目	項目名	意見及び質問	回答
198	要求水準書 (案)	15, 17	3	2, 3	4, 1	(4)	更新計画案作成業務、ストックマネジメント（表3-2）	受託者が期限までに適正な計画案を提出していたにもかかわらず、県側の行政手続きや予算承認の遅れにより最終計画の策定・開示が遅延した場合、それを起点とする受託者側実業務のスケジュール遅延は免責されますでしょうか。	ご指摘の点については、個別事案・状況に応じて県と受託者との協議により決定します。
199	要求水準書 (案)	16	3	3	1		ストックマネジメント計画案策定業務	ストックマネジメント計画どおりに改築更新等が実施できなかった場合の対応方針、および何らかの事象（事故や水質悪化等）が発生した場合の責任分界についてご教示ください。	ご指摘の点については、改築更新を含まない本事業の対象外の事象に起因するものにあたるため、受託者のリスク負担にならないものと考えられますが、個別事案・状況に応じて決定します。
200	要求水準書 (案)	16	3	3	1		計画策定業務に関する要求水準	この項目には、3.3.1ストックマネジメント計画案策定業務のみで、3.3.2以降はありません。それならば、この項目を「3.3ストックマネジメント計画案策定業務に関する要求水準」としては如何でしょうか。	ご意見として承ります。
201	要求水準書 (案)	17	3	3	1		業務範囲	(4)業務の実施年度の前後にてストックマネジメント計画策定業務の業務範囲について記載願います。一般的なストックマネジメント計画業務では、記載の「点検・調査計画」及び「修繕・改築計画」だけではなく、「リスク評価」「施設管理目標の設定」や「長期的改築シナリオの設定」等もございしますので、対象範囲について記載願います。	対象範囲については、「下水道用設計標準歩掛表（日本下水道協会）」の「関係機関への説明資料作成」を除く全ての業務としています。ただし、計画策定業務としては、機電の「リスク評価」「点検・調査計画案の策定」「修繕・改築計画案の策定」、土建の「施設情報の収集・整理」「点検・調査計画案の策定」「点検・調査の実施」「修繕・改築計画案の策定」及びこれらに伴う「照査」「報告書作成」を想定しています。なお、業務内容の詳細は、公告時に示す要求水準書をご確認ください。
202	要求水準書 (案)	17	3	3	1		リスク評価	あらゆる事業の優先順位付けにおいてストックマネジメント計画によるリスク評価は重要であると考えますが、「点検・調査計画」と「修繕・改築計画」以外の記載がないため、県政策の実施方針策定業務の内容に準ずるということでしょうか。または、独自の考え方にて事業者側にて策定するという事でよろしいでしょうか。	「リスク評価」についても本事業に含まれます。公告時に公表する要求水準書にて記載を修正します。 No. 201の回答をご確認ください。
203	要求水準書 (案)	17	3	3	1		点検・調査計画の対象範囲	別紙1にて本事業の対象施設の記載がありますが、当該対象範囲が点検・調査計画の対象範囲ということでしょうか。別紙1のリストには受水槽や最初沈殿池などの土木施設も含まれておりますが、躯体や付帯設備（受枠・蓋・防食塗装等）の本業務での取扱いについて確認願います。	前段については、ご指摘のとおりです。 後段については、土木施設も本業務の対象となります。
204	要求水準書 (案)	17	3	3	1	(1)	業務の対象施設	対象施設について1-4対象施設に記載されておりますが、対象工種について記載されていません。土木、建築、機械、電気のうち対象外となる工種はございますでしょうか。	対象外となる工種はありません。
205	要求水準書 (案)	17	3	3	1	(4)	業務の実施年度	記載の実施年度が令和13年度及び令和18年度となっておりますが、事業開始の令和9年度から令和13年度までの5か年は、県策定の「点検・調査計画」に準じて点検・調査を実施するという理解でよろしいでしょうか。同様に、「修繕・改築計画」についても令和9年度から令和13年度までの5か年計画は県策定の内容に応じた事業を実施する方針でしょうか。	機械・電気設備と土木・建築設備で実施年度が異なるため、記載を修正します。詳細は、公告時に示す要求水準書をご確認ください。
206	要求水準書 (案)	17	3	3	1	(4)	業務の実施年度	備考各欄の2項目「点検・調査計画」とありますが点検・調査計画案ではないでしょうか。	ご指摘を踏まえて、入札説明書等において記載内容を修正します。

N0.	資料名	頁	章	節	項	目	項目名	意見及び質問	回答
207	要求水準書 (案)	17	3	3	1	(5)	点検・調査計画	点検・調査計画について過年度の実施方針策定業務委託を参考に作成するとありますが、どの部分を参考にするのでしょうか。参考とすべき内容と独自で実施可能な項目について記載願います。	ご指摘を踏まえて、事前に開示します。 入札説明書参考資料一覧「新潟県流域下水道 ストックマネジメント実施方針」「新潟県流域下水道 ストックマネジメント計画」「魚野川流域下水道（六日町処理区）六日町処理場ストックマネジメント実施方針策定業務委託 報告書」「魚野川流域下水道（堀之内処理区）堀之内処理場ストックマネジメント実施方針策定業務委託 報告書」「新潟県流域下水道（処理場・ポンプ場における土木構造物）ストックマネジメント調査指針」「六日町処理場土木建築等劣化調査業務委託 報告書」「堀之内処理場土木建築等劣化調査業務委託 報告書」をご確認ください。
208	要求水準書 (案)	17	3	3	1	(6)	修繕改築計画案の策定（ストックマネジメント計画案）	修繕改築計画策定については、将来事業費の平準化が必要なため、過年度の「修繕改築計画」のみならず「長期的改築シナリオ」を考慮する必要があります。上記項目の確認にも必要なため、過年度及び最新のストックマネジメント計画の提示をお願いしたい。	No. 207の回答をご確認ください。
209	要求水準書 (案)	17	3	3	1	(6)	修繕・改築計画	修繕・改築計画について過年度の実施方針策定業務委託を参考に作成するとあるが、どの部分を参考にするのでしょうか。参考とすべき内容と独自で実施可能な項目について記載願います。	No. 207の回答をご確認ください。
210	要求水準書 (案)	17	3	3	1	(6)	修繕・改築計画	修繕・改築計画については、工事単位として適したユニット化を行い、ユニットの代表資産である主機の健全度等を考慮した計画を取りまとめることを想定しておりますがよろしいでしょうか。	問題ありません。
211	要求水準書 (案)	17	3	3	1	(6)	耐水化・耐震化計画との整合	修繕・改築計画の策定において耐水化・耐震化計画との連携は必要ないでしょうか。対象施設における耐水化・耐震化計画の実施状況と内容について確認願います。	耐水化・耐震化計画との連携は必須ではありません。
212	要求水準書 (案)	17	3	3	1	(6)	修繕・改築計画案の策定（ストックマネジメント計画案）	更新計画策定業務の結果を踏まえて修繕・改築計画案を作成とありますが、毎年作成が必要でしょうか。いつ迄に提出か期限を示してほしいのですが、初年度は間に合わないと思われます。	機電の修繕・改築計画案の作成については、要求水準書（案）記載のとおり令和13年度・令和18年度で作成ください。 土建については、7年に1度の策定となりますが、詳細は、公告時に示す要求水準書をご確認ください。
213	要求水準書 (案)	18	3	3	1	(6)	修繕・改築計画案の策定（ストックマネジメント計画案）	受託者がLCC削減に寄与する新技術等の提案を行った際、県側の判断で従来仕様が優先され提案が却下された場合、その後の維持管理コスト増大分について受託者が不利益を被らない（KPI評価や対価への影響を除外する等）ための調整規定を設ける予定はありますか。	ご指摘の調整規定については、設けません。
214	要求水準書 (案)	18	3	4	1	(1)	中央監視室の運転操作監視業務	表3-3に示す電力消費量の目標値は、過年度実績と同様に3か年分の平均値の目標値ということでしょうか？	目標値の設定については3か年分の平均としておりますが、達成状況は、各年度の電力消費量で確認します。
215	要求水準書 (案)	18	3	4	1	(1)	中央監視室の運転操作監視業務	豪雪や道路冠水・土砂崩れ等によりアクセス道路が遮断され、遠隔中継ポンプ場（竜光、宇賀地、四日町）へ物理的に現場出動できない場合の遅延・停止に伴う結果責任は、受託者の過失によらない不可抗力としてペナルティから完全に免責されるという理解でよろしいでしょうか。	ご指摘の点については、実施方針（案）別紙2リスク分担表に記載のとおり、基本的には県のリスク負担となり得るものと考えますが、個別事案・状況に応じて県と受託者との協議により決定します。
216	要求水準書 (案)	18	3	4	1	(1)	中央監視室の運転操作監視業務	電気事故の原因が予見困難な県所管基幹設備（高圧ケーブル、変圧器等）の瑕疵・劣化にある場合、緊急復旧費は県負担となり、停電に伴う要求水準未達のペナルティからは免責されるという理解でよろしいでしょうか。	ご指摘の点については、実施方針（案）別紙2リスク分担表に記載のとおり、基本的には県のリスク負担となり得るものと考えますが、個別事案・状況に応じて県と受託者との協議により決定します。
217	要求水準書 (案)	18	3	4	1	(1)	表3-3 流入水1㎡当たりの電力消費量	表3-3（電力消費量）の目標値を超過した場合、及び表3-7（消化ガス発電量）の目標値を下回った場合、ペナルティ（是正勧告等）の対象にはならないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。一方で、目標値の達成には努めていただくことになります。

N0.	資料名	頁	章	節	項	目	項目名	意見及び質問	回答
218	要求水準書 (案)	18, 21	3	4	1	(1), (4)	表3-3 電力消費量、 消化ガス発電設備	流入水1㎡当たりの電力消費量の算出において、分子となる「電力消費量（kWh）」は買電量のみを対象とするのか、消化ガス発電による自社発電量分も含めるのか、具体的な計算定義をご教示ください。	消費電力量は消化ガス発電機で発電された電力量を含みます。 詳細は、入札説明書参考資料一覧「新潟県下水道公社 年報」を事前に開示しますので、ご確認ください。
219	要求水準書 (案)	19	3	4	1	(2)	水処理施設の運転操作監視業務	表3-4に示された計画処理能力を超過する流入水量および想定流入水質の範囲を超えた場合、水理的・生化学的な限界から放流水質の悪化（法定基準超過）が懸念されます。こうした「受託者の運転管理で対応可能な範囲を超えた不可抗力による水質悪化が生じた場合、受託者はその責（改善費用の自己負担等）を問われない（免責される）」という認識でよろしいでしょうか。適正な管理境界を明確にするため、超過時の運用ルールについて仕様書等への明記を要望いたします。	水質異常時の対応については、委託契約書（案）にて記載を検討しております。 詳細は、公告時に示す委託契約書（案）をご確認ください。
220	要求水準書 (案)	19	3	4	1	(2)	水処理施設の運転操作監視業務	表3-5に定められている「目標基準」の達成・未達成の判定根拠について確認させていただきます。24ページの「3.4.4（2）水質分析業務」において、「計量証明書を添付し」との規定がありますが、本表（表3-5）の目標基準を達成できているか否かの評価・判断は、この添付された「計量証明書」の分析結果（数値）を正として行われる、という解釈でよろしいでしょうか。	計量証明書の分析結果についても、その他の日常的及び定期的な水質分析の結果と同様に、目標基準を達成できているか否かの評価・判断の1つのタイミングと考えております。具体的管理方法については、現状の運用を踏まえ、ご提案ください。 現状の運用は、入札説明書参考資料一覧の「運転管理マニュアル（六日町浄化センター、堀之内浄化センター）」を事前に開示しますので、ご確認ください。
221	要求水準書 (案)	19	3	4	1	(2)	水処理施設の運転操作監視業務	表3-5の目標基準の評価にあたり、判定対象となる数値が「各回（採水時スポット）の測定値」なのか、あるいは「年間平均値」なのか、その算出方法の明確化を求めます。	各回の測定値となります。
222	要求水準書 (案)	19	3	4	1	(2)	水処理施設の運転操作監視業務	下水道処理における放流水質は、季節や天候、水温等の様々な外部要因により日々大きく変動します。特に新潟県内の施設（六日町浄化センター等）の実績においても、冬期の低水温期には放流水基準が変更（緩和）されるなど、地域の気候特性に応じた運用の工夫がなされています。これらを踏まえ、不可抗力な季節変動リスク等による一時的な超過をもって未達成と判定されることがないよう、本目標基準の達成状況は「年平均値」を基準に判断いただくか、あるいは冬期等の特定の季節変動を考慮した判定基準を設けていただくよう要望いたします。	六日町浄化センターについては、気候変動等を踏まえ、冬期のBOD目標基準値を緩和しております。堀之内浄化センターについては、これまでの実績を踏まえ、緩和しておりません。
223	要求水準書 (案)	19	3	4	1	(3)	汚泥処理施設の運転操作監視業務	表3-6における「脱水汚泥含水率」の目標水準および法定基準の達成状況を判定する際の、具体的な測定・分析方法の明確化を求めます。	具体的管理方法については、現状の運用を踏まえ、ご提案ください。 現状の測定・分析方法等については、入札説明書参考資料一覧の「運転管理マニュアル（六日町浄化センター、堀之内浄化センター）」を事前に開示しますので、ご確認ください。
224	要求水準書 (案)	19	3	4	1	(3)	汚泥処理施設の運転操作監視業務	脱水汚泥の含水率測定にあたっては、日常の迅速な運転管理・調整を目的とした「簡易水分計による測定」と、公定法に基づき精密に行う「水質試験室での分析」の2種類が存在します。簡易水分計によるデータは環境や測定機器による誤差が生じやすく、客観的な判定基準とするには不適切であると考えます。つきましては、運用開始後の判定を巡るトラブルを防止するため、目標水準および法定基準の達成・未達成の可否判定は、簡易水分計の値ではなく、一貫して「水質試験室での公定法に基づく分析結果（測定値）」を正として行う旨、ご確認および仕様書等への明記を要望いたします。	No. 223の回答をご確認ください。
225	要求水準書 (案)	20	3	4	1	(2)	表3-5 放流水質に関する要求水準	記録的な連日の寒波（極低水温）等により活性汚泥の生物処理機能が物理的限界を超え放流水質目標（BOD等）を超過した場合、是正通告や対価支払停止等のペナルティからは免責されるという認識でよろしいでしょうか。	ご指摘の点については、一般的に不可抗力その他の対象となるものと考えため、ペナルティの免責の対象になりうるものと考えますが、個別事案・状況に応じて決定します。
226	要求水準書 (案)	20	3	4	1	(3)	汚泥処理施設の運転操作監視業務	記載の業務マニュアル（新潟県下水道公社）について公表頂けないでしょうか。	ご指摘を踏まえて、事前に開示します。入札説明書参考資料一覧「運転管理マニュアル（六日町浄化センター、堀之内浄化センター）」をご確認ください。

N0.	資料名	頁	章	節	項	目	項目名	意見及び質問	回答
227	要求水準書 (案)	20	3	4	1	(3)	汚泥処理施設の運転 操作監視業務	【意見】 高分子凝集剤等の薬品・薬剤類について、季節や天候等による汚泥性状の変動、あるいは昨今の極端な薬品高騰・流通不安定に起因して、契約時に想定していた品番・型番を変更せざるを得ない局面が想定されます。	ご意見として承ります。
228	要求水準書 (案)	20	3	4	1	(3)	汚泥処理施設の運転 操作監視 業務	【質問】 現場の判断で迅速に薬品の品番・型番を変更できるよう、県への申請・変更手続きのフロー（事前承認の要否やタイムライン）はどのように設定される予定か教示願います。	要求水準書2.2提出書類に記載のとおり、事業実施計画で示した事項に変更が生じた場合、変更計画を県に提出し承諾を受けるものとしております。
229	要求水準書 (案)	20	3	4	1	(3)	汚泥処理施設の運転 操作監視 業務	【質問】 また、今回の2処理区限定発注に伴う調達価格の上昇リスクを踏まえ、品番変更によって材料の仕入れ単価に差額（増額）が生じた場合、その差額分を委託料に反映・精算できる協議の仕組みは設けられるか確認させてください。	薬品の調達単価については、公告時における民間事業者からの見積提案を踏まえて決定します。また、採用単価の変更については、個別事案・状況に応じて協議します。
230	要求水準書 (案)	20	3	4	1	(3)	汚泥処理施設の運転 操作監視業務	汚泥性状が設計値と著しく異なり、当該要因により放流水質や脱水汚泥含水率の目標基準が未達となった場合、受託者は免責されますでしょうか。また、当該起因により薬品費が増大した場合の実費精算の可否についてもご教示ください。	ご指摘の点については、個別事案・状況に応じて県と受託者との協議により決定します。
231	要求水準書 (案)	21	3	4	1	(3)	表3-6 汚泥処理運転 の要求水準	ここでいう「法定基準」とは何を指すかご教示ください。また、当該基準は本事業における要求水準の達成・未達の評価対象となりますでしょうか。	下水道法施行令 第13条の3（発生汚泥等の処理の基準）を踏まえた「法定基準」の設定となります。また、当該基準は本事業における要求水準の達成・未達の評価対象となります。
232	要求水準書 (案)	21	3	4	1	(4)	消化ガス発電設備の 運転操作監視業務	表3-7に定める「消化ガス発電量」の目標値、および発電量低下に伴う「電力調達費用」の免責・負担境界について、以下2点の確認および仕様書等への明記を要望いたします。	ご意見として承ります。
233	要求水準書 (案)	21	3	4	1	(4)	消化ガス発電設備の 運転操作監視業務	①消化ガス発電機の定期・突発修繕の実施期間や、県の工事（消化タンクの浚渫等）に伴い一時的に消化ガスの発生が停止または減少する場合など、受託者の責によらない不可抗力な要因によって発電量が低下した期間については、本目標値の適用を免除（評価対象外）とする解釈でよろしいでしょうか。	ご指摘の点については、目標値の適用免除の対象になりうるものと考えますが、個別事案・状況に応じて決定します。
234	要求水準書 (案)	21	3	4	1	(4)	消化ガス発電設備の 運転操作監視業務	②上記の理由（発電機の修繕や県のタンク浚渫等）により自家発電量が減少した場合、不足する電力を外部の電力会社から追加調達（買電）する必要があります。この外部調達に伴い発生する追加の電気料金（費用負担）については、受託者のユーティリティ等調達・管理業務費負担から免除いただき、県の直接負担、または別途実費精算の対象とする旨の文言を追記いただくよう要望いたします。	ご意見として承ります。
235	要求水準書 (案)	21, 28	3	4	1, 5	(4), -	消化ガス発電設備の 運転操作監視業務、 修繕業務	消化ガス発電設備について、目標発電量が設定され適切な運転管理が求められています。10年間の長期契約において、発電機等の主要コンポーネントが寿命を迎え、オーバーホールや全面更新が必要となった場合、これらの費用は受託者が負うべき「突発修繕・計画修繕（上限枠内）」に含まれるのでしょうか。それとも、県が直接費用を負担して実施する基幹設備の更新として扱われますでしょうか。	日々の維持管理情報や気づきを更新計画作成に反映、提案いただいた上で、適切に協議・決定します。費用負担については、修繕業務での対応となった場合は本事業の範囲、更新となった場合は県の負担にて対応とします。
236	要求水準書 (案)	21, 28	3	4	1, 5	(4), -	消化ガス発電設備の 運転操作監視業務、 修繕業務	消化ガス発電設備について、発電機やガスエンジンなどの主要コンポーネントのオーバーホールや更新の計画（範囲・実施時期）をご教示ください。	入札説明書参考資料一覧「運転管理マニュアル（六日町浄化センター、堀之内浄化センター）」「新潟県流域下水道 ストックマネジメント計画」を事前に開示しますので、ご確認ください。
237	要求水準書 (案)	21	3	4	2		廃棄物運搬処分業務	産廃の収集運搬処分について、これによらない場合あらかじめ県と協議する、というのは、本業務の提出資料時点で協議するということか？（着手日以降、協議が整うまではどのように処分するのか）	事業実施計画書に含まれる廃棄物処理計画にて、業務の実施方針について記載してください。なお、産業廃棄物収集運搬業者又は処分業者の確保が困難となった場合は、速やかに県へ報告し、対応方針について県と協議するものとします。

N0.	資料名	頁	章	節	項	目	項目名	意見及び質問	回答
238	要求水準書 (案)	21	3	4	2		廃棄物運搬処分業務	【意見】産業廃棄物の処理委託（収集・運搬・処分）の契約締結にあたっては、廃棄物処理法の規定に基づき、排出事業者である「新潟県」と処理業者との間で直接契約を締結することが原則とされています。受託者が委託先と直接契約を締結する形式をとる場合、法的な適合性（委託基準の遵守）の観点から課題が生じる懸念があります。	下水汚泥の処分について、包括的民間委託の受託者は下水道管理者の「補助者」と整理されており、補助者から運搬・処分業者へ委託する場合も、廃掃法上の再委託には当たらないとされています。よって、本事業においても、下水汚泥の処分を業務範囲に含めることは可能と考えています。 詳細については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正について（建設省都下企発第三九一二号 平成四年八月二五日）」及び「処理場等包括的民間委託導入ガイドライン（令和2年6月 公益財団法人日本下水道協会）」をご確認ください。
239	要求水準書 (案)	21	3	4	2		廃棄物運搬処分業務	【質問】つきましては、本業務における適法な処理体制を確実に担保するため、契約締結の主体は「県」とし、受託者は契約書の作成支援、マニフェストの発行・管理、処分費用の支払い代行などの「事務手続きの代行（委託業務の管理）」を行うスキーム（三者契約、または受託者による代理契約方式等）を想定しているとの認識でよいか、具体的な契約形態の考え方を教示願います。	No. 238の回答をご確認ください。
240	要求水準書 (案)	21	3	4	2		廃棄物運搬処分業務	処分業者の単価高騰や有効利用受け入れ先の設備トラブル等の外部要因により廃棄物処分コストが上昇した場合、対価の見直しや変更協議は可能でしょうか。	廃棄物運搬処分費については、No. 51の回答をご確認ください。 物価変動については、No. 49の回答をご確認ください。なお、採用単価の変更については、個別事案・状況に応じて協議します。
241	要求水準書 (案)	21	3	4	3	(1)	点検業務	「塩沢流量計は、流量計としての運用を停止中ではあるが、2か月点検として年6回、目視で点検し、破損等がないことを確認の上、県に点検結果を報告すること」とありますが、流量計本体の目視点検を意味しているのでしょうか。具体的な確認・点検内容をお示しください。	No. 96の回答をご確認ください。
242	要求水準書 (案)	21	3	4	3	(1)	保守点検	【意見】既設設備のリスクについては、適切な保守点検を実施したとしても民間事業者でコントロールすることが困難なため精算対象としていただく事が妥当であると考えます。	ご意見として承ります。
243	要求水準書 (案)	21	3	4	3	(1)	点検業務	「点検及び整備は、県の承諾を得た上で専門業者等に再委託することができる」とありますが、過去10年間の委託の状況、委託金額をご教示ください。	ご指摘を踏まえて、過去10年分を事前に開示します。 入札説明書参考資料一覧「執行収支状況表（消耗品費、燃料費、光熱水費、修繕費、医薬材料費、役務費、委託料他）」をご確認ください。
244	要求水準書 (案)	21	3	4	3	(1)	点検業務	専門業者等へ再委託を行う場合の費用は、本業務の委託範囲の中に含まれていませうでしょうか。それとも、発生の都度、県と受託者で別途費用負担を協議する対象となりますでしょうか。	3. 4. 3 保守点検整備業務に当初から含まれます。
245	要求水準書 (案)	22	3	4	3	(1)	点検業務	【質問】「高度な専門的技術又は知識を要する点検及び整備」について、具体的には表3－8等に記載されている既存の設備・仕様を前提とした基準であるとの認識でよいか教示願います。	ご理解のとおりです。
246	要求水準書 (案)	22	3	4	3	(1)	点検業務	【質問】専門業者等へ再委託を行う場合の費用負担の考え方について確認させてください。これらの専門的な点検・整備費用は、本業務の委託料（予定価格）の中に当初から設計（積算）として含まれている認識でよいでしょうか。それとも、発生の都度、県と受託者で別途費用負担を協議する対象となるのでしょうか。	No. 244の回答をご確認ください。
247	要求水準書 (案)	22	3	4	3	(1)	点検業務	【意見】10年間の事業期間中、県側が実施する更新工事や長寿命化対策等により、既存設備が最新鋭の特殊機器や特定メーカーの独占技術を要するシステム等へ変更される可能性が想定されます。これに伴い、新たに高度な専門的技術や特殊な資格、メーカー系専門業者への外注点検（再委託）が必要となった場合、追加的な点検整備の費用負担の考え方を教えてください。	対象設備の変更により要求水準の変更が発生する場合、対価の見直しを行います。詳細は、公告時に示す委託契約書（案）をご確認ください。

N0.	資料名	頁	章	節	項	目	項目名	意見及び質問	回答
248	要求水準書 (案)	22	3	4	3	(1)	点検業務	【質問】「重要設備付近において襲雷、近傍施設において落雷が発生したと思われる場合は（中略）原因究明及び復旧に努めること」とありますが、その復旧業務（および発生した費用負担）は、実施方針（案）15ページの「リスク分担表」における「不可抗力によるリスク」として扱われ、県と受託者の協議・対価精算の対象になるとの認識でよいのか教示願います。	ご指摘の点については、実施方針（案）別紙2リスク分担表に記載のとおり、基本的には県のリスク負担となり得るものと考えますが、個別事案・状況に応じて県と受託者との協議により決定します。
249	要求水準書 (案)	22	3	4	3	(1)	点検業務	【意見】受託者の責めによらない不可抗力に起因する事故や災害等の復旧費用について、受託者の単独負担（委託料の範囲内）とならないよう、リスクの所在と費用負担の境界線を仕様書等に明確に規定いただくことを要望します。	受託者の責めに帰さないものについては、受託者のリスク負担にならないと考えますが、個別事案・状況に応じて決定します。
250	要求水準書 (案)	23	3	4	3	(2)	調査業務	目視や測定装置等により定量的な劣化の実態や動向等を確認するとの記載がありますが、調査結果の記録及び報告方法についてルールはありますか。	ご指摘を踏まえ、事前に開示します。 入札説明書参考資料一覧「県流域下水道ストックマネジメント 実施方針」「新潟県流域下水道（処理場・ポンプ場における土木構造物）ストックマネジメント調査指針」をご確認ください。
251	要求水準書 (案)	23	3	4	3	(2)	調査業務	現状新潟県にて実施されている調査方法について公表頂けないでしょうか。	ご指摘を踏まえ、事前に開示します。 入札説明書参考資料一覧「運転管理マニュアル（六日町浄化センター、堀之内浄化センター）」をご確認ください。
252	要求水準書 (案)	23	3	4	3	(3)	負担金流量計点検業務	点検周期は放流流量計が2回/月とありますが1回/月でいかがでしょうか。	要求水準書に記載されている回数等の記載については、過去実績における参考としての扱いに改めます。 過去の業務内容は、入札説明書参考資料一覧「負担金算定用流量計測装置保守点検仕様書（六日町処理区、堀之内処理区）」を事前に開示します。
253	要求水準書 (案)	23	3	4	3	(3)	負担金流量計点検業務	「流量推移の把握を目的として、流量や比率をグラフ化し」について、以下の2点の確認および仕様書等への明記を要望します。	No. 252の回答をご確認ください。
254	要求水準書 (案)	23	3	4	3	(3)	負担金流量計点検業務	① データの範囲と頻度： グラフ化の対象となるデータは、過去何年分（あるいは当年度分）でしょうか。また、集計・グラフ化の頻度はどの程度（日次・月次・年次等）を想定されていますでしょうか。	No. 252の回答をご確認ください。
255	要求水準書 (案)	23	3	4	3	(3)	負担金流量計点検業務	② データの提供形態： 県から提供（照会）される魚沼市の流量データは、電子データ（Excel等）でしょうか、あるいは紙媒体等の手入力が必要な形態でしょうか。	No. 252の回答をご確認ください。
256	要求水準書 (案)	23	3	4	3	(3)	負担金流量計点検業務	業務の具体的な作業量が不明確な状態では、適正な積算が困難です。受託後の過大な業務負担を防ぐため、「集計・分析の対象範囲および実施頻度」を仕様書内に明記いただくよう要望いたします。	No. 252の回答をご確認ください。
257	要求水準書 (案)	24	3	4	3	(4)	軽微な修繕、補修	【意見】「軽微な修繕、補修」の定義として、資材が不要又は消耗品のみで対応可能な現場対応について記載がありますが、資材が不要な作業であっても、原因究明や復旧作業に多大な人手（人工）や日数（時間）を要する技術的な難度の高い業務が含まれる場合、受託側の労務負担が著しく肥大化する懸念があります。	ご意見として承ります。全ての内容を「軽微な修繕、補修」の中で求めるものではありませんので、「軽微な修繕、補修」の適用外となる事象が発生した場合、必要に応じて協議します。
258	要求水準書 (案)	24	3	4	3	(4)	軽微な修繕、補修	【質問】資材の有無に関わらず、1件あたりの作業ボリューム（例：総作業時間が○時間以上、又は要した人工が○人工以上となるもの）や、一定の技術的難易度を要する作業については、「軽微な修繕、補修」の適用外（別途協議、又は通常の補修・修繕業務）とする等の上限基準を設ける予定はありますか。	軽微な修繕、補修については上限基準を設けません。全ての内容を「軽微な修繕、補修」の中で求めているわけではありませんので、「軽微な修繕、補修」の適用外となる事象が発生した場合、必要に応じて協議します。
259	要求水準書 (案)	24	3	4	3	(4)	軽微な修繕、補修	「軽微な修繕、補修とは、資材が不要又は直接経費に含まれる消耗品を用いて行う現場で対応可能な補修をいう」とありますが、直接経費に含まれない消耗品を用いて現場で行う補修および工場補修などは更新の扱いとなり、ストマネ更新の対象となる認識でよろしいでしょうか。	軽微な修繕、補修の対象にならないものは、本事業に含まれる修繕業務または本事業に含まれない県が実施する改築工事での対応となります。

N0.	資料名	頁	章	節	項	目	項目名	意見及び質問	回答
260	要求水準書 (案)	24	3	4	4	(2)	水質分析業務	【質問】下水道法（施行令15条の2）で義務付けられている放流水の水質検査には、毎日測定を要する項目（pH等）や、毎週・隔週測定を要する項目（BOD、SS、大腸菌数等）といった高頻度の日常管理項目が含まれます。本仕様書における「計量証明書の添付」の要求は、これら「下水道法に基づく全ての日常測定項目」に対しても、その都度外部の計量証明事業所が発行する証明書の添付を求めている意図でしょうか。	全ての日常測定項目に対して計量証明事業者が発行する証明書の添付を求めるものではありません。現在の運用における、精密試験の測定回数に準じて添付を求めます。 現在の運用については、入札説明書参考資料一覧「運転管理マニュアル（六日町浄化センター、堀之内浄化センター）」を事前に開示します。
261	要求水準書 (案)	24	3	4	4	(2)	水質分析業務	【意見】仮に、毎日～週単位で発生する下水道法上の日常測定項目すべてに対して外部機関による計量証明書の添付が義務化される場合、年間の検体数および外注費用は莫大な金額となり、従来の維持管理コストを大幅に超過します。また、民間事業者が現地に簡易な測定機器を整備して自社スタッフで迅速に水質を把握・管理する（内製化する）といった機動的な運転管理のメリットも損なわれます。	ご意見として承ります。
262	要求水準書 (案)	24	3	4	4	(2)	水質分析業務	【質問】つきましては、適切な水質管理と外注コストの最適化を両立させるため、外部機関による「計量証明書の添付」が必要となる頻度について、下水道法に基づく日常的な管理項目（pH、BOD、SS、大腸菌群数等）については「月1回」の頻度で計量証明書を添付することとし、それ以外の日常測定（日・週単位）については受託者による自主測定（計量証明書なしのデータ報告）を認めていただけるよう、仕様の緩和・明確化をいただけますでしょうか。	No. 260の回答をご確認ください。
263	要求水準書 (案)	24	3	4	4	(2)	水質分析業務	受託者が浄化センター内の水質試験室を活用し、十分な分析機器と技術者を配置して日常および定期的な水質分析を行う場合、当該試験室が環境計量証明事業所の登録を受けていなくとも、受託者自らの手による分析・報告（計量証明書に代わる公式報告）は認められますでしょうか。あるいは、法定検査とされるものについては、すべて外部の登録計量証明事業者へ委託し、その費用を受託者が負担しなければならないでしょうか。	具体的管理方法については、現在の運用を踏まえ、ご提案ください。 現在の運用方法等については、入札説明書参考資料一覧「運転管理マニュアル（六日町浄化センター、堀之内浄化センター）」を事前に開示します。 後段については、No. 260の回答をご確認ください。
264	要求水準書 (案)	24	3	4	4	(5)	放流先環境調査業務	【意見】河川内（放流先）における底質等のサンプリング作業は、増水時の危険や滑落など安全面でのリスクが非常に高く、現場の日常運転管理要員が兼務して実施することは労働安全衛生の観点から困難です。確実かつ安全な調査を実施するため、専門業者への再委託を前提とした運用とすることを要望します。	ご意見として承ります。
265	要求水準書 (案)	24	3	4	4	(5)	放流先環境調査業務	【質問】上記の安全確保の観点を踏まえ、本調査業務を環境測定等の専門業者へ外注（再委託）するための費用は、本業務の基本委託料（予定価格）の積算の中に当初から外注費（設計）として含まれているという認識でよいか確認させてください。	これまでの運用を踏まえた予定価格の積算を考えていますが、事業提案として専門業者への再委託を拒むものではありません。
266	要求水準書 (案)	25	3	4	4	(6)	放流水質立入 検査対応業務	表3-9の②分析における「一般項目は適宜分析を実施する」との規定について、適正な積算および業務履行体制を確定させるため、以下の2点について確認・明確化を求めます。	No. 267, 268に回答を記載します。
267	要求水準書 (案)	25	3	4	4	(6)	放流水質立入 検査対応業務	①本業務における「適宜分析」とは、受託者が浄化センター内の水質試験室等で日常的に実施している「自主測定（簡易分析等）」のデータをもって対応することよろしいでしょうか。	表3-9に記載の同時分析はあくまでも確認用の検査です。その上で、現状の運用では、一般項目は直ちに分析を行い、その他項目は試料を保存して異常値が出た場合、確認（適宜分析）しています。
268	要求水準書 (案)	25	3	4	4	(6)	放流水質立入 検査対応業務	②仮に、本立入検査対応として「外部の公的計量証明事業者等への委託分析」が義務付けられている場合、その外部委託費用は受託者の固定費負担（契約金額内）に含まれるのか、あるいは県の費用負担（別途実費精算等）となるのか、ご教示ください。外部委託が必須かつ受託者負担である場合は、積算（提案価格）に反映するため、想定される年間回数等の仕様を明示いただくよう要望いたします。	外部委託を必須とはしておりません。そのため、当該業務の中で、「外部の公的計量証明事業者等への委託分析」が必要になった場合、対応方針・費用等については別途協議とします。
269	要求水準書 (案)	25	3	4	5		計画修繕、 突発修繕	計画修繕・突発修繕の「年間上限額」は包括範囲（受託者負担）でしょうか。それとも出来高精算の予算枠でしょうか。また、60万円以上の別枠精算分は上限額枠内にカウントされますでしょうか。	計画修繕は、上限額を設定せず、前年度に協議し実施額を決定します。 突発修繕は、60万円未満は年間上限額を設定し包括範囲（受託者負担）とします。ただし、突発修繕の年間上限額を大きく上回る場合などは、変更協議の対象とします。また、突発修繕の60万円以上は、事前に県の承諾を得て実施することとしています。

N0.	資料名	頁	章	節	項	目	項目名	意見及び質問	回答
270	要求水準書 (案)	25	3	4	5		修繕業務	計画修繕費・突発修繕費に関し、大規模故障により上限を超過せざるを得ない場合、県との協議により全額県負担（または変更契約）での実施が可能という理解でよろしいでしょうか。	No. 269の回答をご確認ください。
271	要求水準書 (案)	25	3	4	5	(1)	計画修繕	【意見】毎年度10月末までに翌年度の年間修繕計画を策定する手順となっており、近年の急激な人件費及び資材費等の高騰を考慮すると、計画策定時から実際の施工時までのタイムラグにより、修繕費用が当初の見積もりから大きく値上がりし、「計画修繕の年間上限額（●円）」を超過することが予想されます。	No. 269の回答をご確認ください。
272	要求水準書 (案)	25	3	4	5	(1)	計画修繕	【質問】物価高騰等により修繕費が年間上限額を超過する見込みとなった場合、超過分の費用は県に負担（増額精算）いただけるのか、あるいは上限額の範囲内に収めるために修繕計画の一部（優先度の低い工事等）を取りやめる・翌々年度以降へ延期する等の調整が可能か、対応方針を教示願います。	No. 269の回答をご確認ください。 対応方針については、予算の都合等によるため、個別事案・状況に応じて決定します。
273	要求水準書 (案)	25	3	4	5	(1)	計画修繕	【質問】仮に上限額の制約によって必要な計画修繕の一部を取りやめ、または延期せざるを得なくなった場合、それが原因で後日施設や機器に不具合・故障が発生した際の責任の所在（受託者のモニタリング評価やペナルティの免責等）について、県の考え方を明確にされたい。	ご指摘の点については、実施方針（案）別紙2リスク分担表に記載のとおり、基本的には県のリスク負担となり得るものと考えますが、個別事案・状況に応じて県と受託者との協議により決定します。
274	要求水準書 (案)	25	3	4	5	(1)	修繕業務	「年間上限金額は、●円とする」とありますが、業務ボリュームを把握するために早期にご提示いただくことを希望します。	ご指摘を踏まえ、参考として過去の修繕実績を事前に開示します。 入札説明書参考資料一覧「修繕実績一覧（六日町浄化センター、堀之内浄化センター）」をご確認ください。
275	要求水準書 (案)	25	3	4	5	(1)	計画修繕	「計画修繕は、老朽化等により予防的実施する修繕を含め・・・」とありますが、計画修繕の対象と内容について想定されているものをご教示ください。	ご指摘を踏まえ、事前に開示します。 入札説明書参考資料一覧「特定修繕計画表（六日町浄化センター、堀之内浄化センター）」をご確認ください。
276	要求水準書 (案)	25	3	4	5	(1)	計画修繕	計画修繕の年間上限額について、2処理場を一括した上限額でしょうか。それとも処理場ごとに別々に設定・制限されますでしょうか。	2処理場を一括した上限額です。
277	要求水準書 (案)	25	3	4	5	(1)	計画修繕	計画修繕の年間上限額は、年間修繕計画により決まるべきものと考えます。毎年度提出する年間修繕計画を基に、上限額を毎年度決めるべきではないでしょうか。また、1件当たり60万円超の場合は、複数社の見積もりを添付は必須でしょうか。	前段については、No. 269の回答をご確認ください。 後段については、1件当たり60万円超の場合は、複数社の見積りの添付は必須となります。
278	要求水準書 (案)	26	3	4	5	(2)	修繕業務	計画修繕費の年間上限額を超過する緊急修繕が発生した場合、翌年度予算の前倒し使用は可能でしょうか。	No. 269の回答をご確認ください。
279	要求水準書 (案)	25, 26	3	4	5	(1) (2)	計画修繕 突発修繕	計画修繕の年間上限額は、年間修繕計画により決まるべきもの。毎年度提出する年間修繕計画を基に、上限額を毎年度決めるべきではないか？1件当たり60万円超は複数社の見積もりを添付は必須か（その都度競争させるとのことか）。突発修繕も同様	前段については、No. 269の回答をご確認ください。 後段については、No. 277の回答をご確認ください。
280	要求水準書 (案)	26	3	4	5	(2)	突発修繕	【質問】突発修繕の費用が年間上限額を超過する場合の費用負担について、超過分は原則として県が全額負担（変更契約による委託料の増額等）いただけるという認識でよいか、具体的な精算・補填の手続きと併せて教示願います。	要求水準書3.4.5修繕業務に記載のとおり、上限額を超える場合は、県及び受託者の協議で対応方針を決定します。 超過分についても実施となった場合、超過分の費用は原則として県が負担します。
281	要求水準書 (案)	26	3	4	5	(2)	突発修繕	【質問】上限額超過時に「県が直接修繕を実施する」という選択肢がある場合、入札手続き等による施工の遅延が懸念されます。機能停止や二次災害のリスクがある緊急案件において、県が発注・着工するまでに要する標準的なタイムラインと、その間の施設原状変更の許容範囲を明確にされたい。	県が直接修繕を実施することは想定していません。

N0.	資料名	頁	章	節	項	目	項目名	意見及び質問	回答
282	要求水準書 (案)	26	3	4	5	(2)	突発修繕	【意見】県が直接修繕を実施するまでの間、受託者が二次災害防止や運転維持のために行う「緊急応急処置（仮設ポンプの設置、手動運転への切り替え、監視人員の増員等）」に伴う人件費や資材・リース費等の諸経費について、受託者の持ち出しとならないよう、突発修繕の上限額枠とは別枠で県が全額実費精算する旨を明記いただくよう強く要望します。	ご意見として承ります。 なお、上限額の考え方についてはNo. 280の回答をご確認ください。
283	要求水準書 (案)	26	3	4	5	(2)	突発修繕	【意見】突発修繕においては、機器を分解・点検（調査）した後に初めて内部の摩耗や追加部品の必要性が判明するなど、実際に修繕に着手してみなければ最終的な費用が確定できないケースが多々あります。「事前の県の承諾」を厳格に求められると、調査段階で作業を中断せざるを得ず、施設の機能停止期間が長期化するリスクがあります。	ご意見として承ります。基本的には緊急時の対応を阻害することは考えておりませんが、個別事案・状況に応じて決定します。
284	要求水準書 (案)	26	3	4	5	(2)	突発修繕	【質問】着手後の分解調査によって1件あたりの上限額（60万円）を超過することが判明した場合、緊急性を要する案件（機能停止や二次災害のリスクがあるもの等）においては、事後速やかに報告・精算することを条件に、受託者の現場判断による先行施工（応急復旧）を認めていただけるか教示願います。	ご意見として承ります。 基本的には県へ事前に報告し協議のうえ対応するものですが、個別事案・状況に応じて決定します。
285	要求水準書 (案)	26	3	4	5	(2)	突発修繕	【質問】1件あたりの上限額（60万円）の算出にあたり、修繕対象機器そのものの部品代・施工費だけでなく、修繕を行うために不可欠な「水槽・池の排水業務」「堆積汚泥の引抜き・清掃業務」「仮設足場の設置」「酸欠・ガス測定等の安全対策」等に伴う労務費や諸経費もすべて「上限額の枠内」に含まれる認識でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
286	要求水準書 (案)	26	3	4	5	(2)	突発修繕	【意見】上記のような「修繕に伴う付帯業務（排水・清掃等）」について、これらが日常の運転管理業務の範囲とされるのか、あるいは突発修繕の一部（または別途精算対象）とされるのかによって受託側のコスト負担が大きく変動します。現場での解釈の相違を防ぐため、上限額に含まれる費用の境界線（範囲）を仕様書等に明確に定義いただくよう強く要望します。	修繕業務実施にあたり、日常の運転管理業務に加えて対応が必要な作業については、修繕業務に含まれます。
287	要求水準書 (案)	26	3	4	5	(2)	突発修繕	突発修繕の年間上限額について、2処理場を一括した上限額でしょうか。それとも処理場ごとに別々に設定・制限されますでしょうか。	No. 276の回答をご確認ください。
288	要求水準書 (案)	26	3	4	5	(2)	突発修繕	突発修繕の性質上、時間的な制約もあり複数社の見積もりは難しい場合があると想定しますので、1社の見積りでも可としていただけますでしょうか。	ご指摘を踏まえて、緊急の必要がある場合には1社見積りも可とします。 ただし、その際には県へ事前に報告し、協議してください。
289	要求水準書 (案)	26	3	4	5	(2)	突発修繕	突発修繕の費用が年間上限額を超過する場合の費用負担について、超過分は原則として県が全額負担（変更契約による委託料の増額等）いただけるという理解でよろしいでしょうか。具体的な精算・補填の手続きと併せてご教示ください。	No. 280の回答をご確認ください。
290	要求水準書 (案)	26	3	4	5	(2)	突発修繕	突発修繕においては、機器を分解・点検（調査）した後に初めて内部の摩耗や追加部品の必要性が判明するなど、実際に修繕に着手してみなければ最終的な費用が確定できないケースが多々あります。「事前の県の承諾」を必須とすると、調査段階で作業を中断せざるを得ず、施設の機能停止期間が長期化するリスクがあるため、「事前の県の承諾」後の変更についてご検討いただけないでしょうか。	ご指摘のとおり、作業を進める中で変更が生じる可能性があることは承知しておりますので、変更が生じる場合には、その都度、県と協議の上、必要な対応を行うものとします。
291	要求水準書 (案)	26	3	4	5	(2)	突発修繕	着手後の分解調査によって1件あたりの上限額（60万円）を超過することが判明した場合、緊急性を要する案件（機能停止や二次災害のリスクがあるもの等）においては、事後速やかに報告・精算することを条件に、受託者の現場判断による先行施工（応急復旧）を認めていただけるかご教示ください。	No. 284の回答をご確認ください。

N0.	資料名	頁	章	節	項	目	項目名	意見及び質問	回答
292	要求水準書 (案)	26	3	4	6		ユーティリティ等調達・管理業務	【質問】「清算対象のみの金額の分かる資料を添付」とありますが、具体的にどの物品（光熱水費、特定の薬剤、あるいは一定額以上の部品・消耗品等）が「清算対象」に該当するのか、その一覧や基準を明確に教示願います。また、調達対象に部品等が含まれる場合、基本委託料の設計（予算）にそれらの費用が当初から含まれているか確認させてください。	過去の実績を踏まえ、調達する内容をご提案ください。薬品等については、要求水準書（案）別紙4「想定されるユーティリティ等の使用量における、直近1年間のユーティリティ等の使用量の実績をご確認ください」。 消耗品等については、要求水準書（案）表2-3本事業の消耗品等に係る経費の負担区分及び入札説明書参考資料一覧「貸与品一覧表」を事前に開示しますので、ご確認ください。 その他電力・水道・燃料用油類・LPGについては、入札説明書参考資料一覧「新潟県下水道公社 年報」をご確認ください。 また、軽微な修繕、補修の実施にあたり、要求水準書（案）表2-3 本事業の消耗品等に係る経費の負担区分に示した以外の消耗品が必要な場合は、受託者で調達が必要であり、これらの経費は委託料に含まれます。
293	要求水準書 (案)	26	3	4	6		ユーティリティ等調達・管理業務	調達対象物品の企画と金額（清算対象のみ）とありますが、清算対象物品と対価の方法は入札説明書に記載されますか。	No. 292の回答をご確認ください。
294	要求水準書 (案)	26	3	4	6		ユーティリティ等調達・管理業務	本業務における部品等の調達に関しても、修繕業務と同様に受託者負担の上限額を設定し、超過分は県の負担とする規定の導入をご検討いただけないでしょうか。	No. 292の回答をご確認ください。
295	要求水準書 (案)	26	3	4	6		ユーティリティ等調達・管理業務	【意見】調達管理計画の策定（提出）時から実際の調達時までの間に、近年の急激な物価高騰等により物品や部品の価格が上昇した場合、計画段階の金額を超過した分の費用負担（差額精算）に関するルールを仕様書等に明記いただくよう要望します。	ユーティリティ調達・管理業務の支払い方法、物価変動に対する対応については、公告時の委託契約書（案）等にて記載を検討しています。 詳細は、公告時に示す委託契約書（案）をご確認ください。
296	要求水準書 (案)	26	3	4	6		ユーティリティ等調達・管理業務	【意見】定期点検等の結果により、当初の調達管理計画に無かった高額な部品交換や消耗品調達が突発的に必要となった場合、受託側の負担が青天井となるリスクがあります。つきましては、本業務における部品等の調達に関しても、修繕業務と同様に「1件あたり〇万円」や「年間累計〇万円」といった受託者負担の上限額を設定し、超過分は県の負担（精算対象）とする規定の導入を強く要望します。	ご意見として承ります。
297	要求水準書 (案)	26	3	4	6		ユーティリティ等調達・管理業務	【意見】調達物品が受託者の資産とみなされる場合、公共施設である浄化センターの維持管理に不可欠な物品であるにもかかわらず、受託者側に償却資産税等の税負担（租税公課）が発生し、経営を圧迫する懸念があります。また、契約終了時に受託者から県へ無償譲渡するスキームの場合、会計・税務上の取扱（寄附金課税や譲渡損益の発生リスク等）について両者の解釈に相違が生じるリスクがあります。	ご意見として承ります。 契約終了時の所有権の移転については、No. 141の回答をご確認ください。
298	要求水準書 (案)	26	3	4	6		ユーティリティ等調達・管理業務	【質問】上記を踏まえ、受託者が調達した物品・部品の購入費用が基本委託料や精算金に含まれている場合、それらは「引き渡し（検収）をもって順次、所有権が県に帰属する（県側の消耗品・資産となる）」という取扱いにしていたのか教示願います。また、受託者側で資産計上や税負担が生じないような契約上の措置・明文化の有無について確認させてください。	ご意見として承ります。 契約終了時の所有権の移転については、No. 141の回答をご確認ください。
299	要求水準書 (案)	26	3	4	6		ユーティリティ等	電力や燃料用油類・LPG等のエネルギー会社との契約の名義人は県と受託者のどちらになりますでしょうか。また、使用量がゼロに近づいた場合でも毎月発生する「基本料金（固定費）」の費用負担区分をご教示ください。また基本料金を含むユーティリティの費用は実費精算という理解でよろしいでしょうか。	契約の主体は受託者となります。 費用については、No. 51の回答をご確認ください。 詳細は、公告時に示す入札説明書をご確認ください。
300	要求水準書 (案)	26	3	4	6		ユーティリティ等調達・管理業務	「（精算対象のみ）」とありますが、対象物品をご教示ください。	詳細は、公告時に示す委託契約（案）をご確認ください。

N0.	資料名	頁	章	節	項	目	項目名	意見及び質問	回答
301	要求水準書 (案)	26	3	4	6	(1)	電力の調達管理	電力費調整について、燃料費調整額だけでなく、再エネ賦課金や託送料金の改定、および新設される環境税等はスライド調整の対象に含まれるという理解でよろしいでしょうか。	電力基本料金及び電力単価（燃料費調整額及び再エネ賦課金を含む）として反映されるものについてはご理解のとおりです。
302	要求水準書 (案)	26	3	4	6	(1)	電力の調達管理	停電により自家発電機を長時間稼働させた際の燃料費は、委託費とは別に精算可は可能でしょうか。	ご指摘の点については、不可抗力その他の受託者の責に帰さない事象を前提とした質問とした場合、実施方針（案）別紙2リスク分担表に記載のとおり、基本的には県のリスク負担となり得るものと考えますが、個別事案・状況に応じて県と受託者との協議により決定します。
303	要求水準書 (案)	26	3	4	6	(2)	水道、燃料	「費用についても受託者の負担により実施すること」とありますが、インフレスライド条項の対象となりますでしょうか。	No. 49の回答をご確認ください。
304	要求水準書 (案)	26	3	4	6	(4)	薬品類の調達管理	薬品費について、市場価格が急騰した場合の単品スライド条項の適用はありますか。	No. 49の回答をご確認ください。
305	要求水準書 (案)	26, 99	3	4	6	-	ユーティリティ等調達・管理業務、想定使用量	示された薬品類・ユーティリティ等は実費精算という理解でよろしいでしょうか。	No. 51の回答をご確認ください。
306	要求水準書 (案)	27, 100	3	4	6	(6)	消耗品等の調達管理、別表4-2 活性炭使用量	六日町浄化センターの機械濃縮設備で注記されている活性炭の固着に伴う将来的な吸着塔修繕や、全量交換が必要となった場合の費用は受託者負担（包括範囲）となるか、それとも計画修繕等の対象となるか、費用負担の境界線をご教示ください。	吸着塔修繕については、計画修繕の対象とします。全量交換については、定期的に実施しており、本業務範囲に含まれます。
307	要求水準書 (案)	27	3	4	6	(6)	ユーティリティ等調達・管理業務	クラウド管理を行う場合のセキュリティ要件を明確にされたい。	現状本事業ではクラウド管理を実施しません。セキュリティ要件については、要求水準書に記載のとおり、第三者への情報漏えい等が発生しないよう、適切な運用を行っていただく必要があります。なお、具体的なクラウド管理システムが不明であるため、ご提案時に個別に協議が必要です。
308	要求水準書 (案)	27	3	4	6	(6)	ユーティリティ等調達・管理業務	受託者が業務効率化のために自費で持ち込む機器の設置許可（ネットワーク接続等）は柔軟に認められるでしょうか。	No. 307の回答をご確認ください。
309	要求水準書 (案)	27	3	4	7		情報管理業務	県が保有する施設情報システムの入力項目について教えてください。また、提供とありますが、入力提供したデータを県にて実施したくという理解でよろしいでしょうか。	ご指摘を踏まえ、事前に開示します。現状の運用として、故障・修繕の記録を施設情報システムに入力しているため、指定のフォーマットへの記載をお願いすることを検討しております。詳細は、入札説明書参考資料一覧「施設情報システム データ整理様式（損傷・故障・事故対応一覧表、業者修繕・改良・分解整備記録表）」をご確認ください。
310	要求水準書 (案)	27	3	4	7		情報管理業務	【意見】事業実施計画書に「データの項目」や「記録の方法」を記載して県の承諾を得る手順となっていますが、県が施設情報システムへ入力を予定している具体的な情報（要求されるデータ仕様や必須の入力項目、既存の記録フォーマット等）が事前に開示されない限り、受託者側で整合性の取れた具体的な計画・手法を立案することは困難です。	No. 309の回答をご確認ください。
311	要求水準書 (案)	27	3	4	7		情報管理業務	【質問】受託者が実効性のある事業実施計画書を適切に作成できるよう、県側が施設情報システムへの入力に際して「最低限必要（必須）」と考えているデータ項目」および「推奨する記録の方法・データ形式（例：CSV、特定のシステム連携等）」の基準や仕様について、入札前にあらかじめ提示（開示）いただくことは可能でしょうか。	No. 309の回答をご確認ください。
312	要求水準書 (案)	27	3	4	7		情報管理業務	【質問】また、運用開始後に、当初の想定を超えて県から新たなデータ項目や頻繁な情報提供の追加要求があった場合、それに伴うデータ整理・入力等の追加労務（人件費）について、委託料の変更（増額協議）の対象となるか確認させてください。	要求水準書の変更を伴う場合には、協議を実施します。

N0.	資料名	頁	章	節	項	目	項目名	意見及び質問	回答
313	要求水準書 (案)	27	3	4	8		住民対応業務	地域住民からの苦情対応等について、県の対応マニュアル等がありますでしょうか。	該当するものではありません。ただし、県への報告様式（外部通報（相談）等受付簿）はありますので、参考資料に追加します。 入札説明書参考資料一覧「参考様式 外部通報受付簿」をご確認ください。
314	要求水準書 (案)	27	3	4	8		住民対応業務	住民からの苦情に対する金銭的補償の判断・支出は県によるものと捉えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
315	要求水準書 (案)	27	3	4	10		保安管理業務	施設の保安に関して必要な知識に関する教育研修をしなければならないとありますが、どういった内容を想定していますか。	自家用電気工作物管理における電気主任技術者による保安教育が該当します。
316	要求水準書 (案)	28	3	4	11		環境整備管理業務	植栽の剪定頻度や除草の回数、あるいは除雪の実施基準（積雪何cmで移動するか等）について、県が求める具体的な最低水準はありますか。受託者判断による品質の差をなくするため、基準を明確にされたい。	過年度の業務内容等を踏まえ、ご提案ください。 植栽管理業務は、入札説明書参考資料一覧「植栽管理業務仕様書（六日町処理区、堀之内処理区）」を事前に開示しますので、ご確認ください。 除雪は実施基準はなく、処理場管理に支障がある時に実施しているため、過去の実績金額について、入札説明書参考資料一覧「執行収支状況表（消耗品費、燃料費、光熱水費、修繕費、医薬材料費、役務費、委託料他）」をご確認ください。
317	要求水準書 (案)	28	3	4	11		環境整備管理業務	近年の異常気象による「想定外の除雪回数」や「猛暑による植栽管理負担の増大」について、基準となる年間の回数や予算枠を設定し、それを超過した場合の費用精算について協議可能か確認させてください。	基準については、No.316をご確認ください。 費用については、個別事案・状況に応じて県と受託者との協議により決定します。
318	要求水準書 (案)	28	3	4	11		環境整備管理業務	放流口周辺の環境整備管理について、過去の実績（作業内容や頻度等）をご教示ください。	堀之内処理区においては、放流口に接続する河道の浚渫作業（バックホウ 山積 0.8m3級で3日間）を年1回実施しています。R4,R5,R6,R8年度に実施しており、R7年度は上流からの流れがあったため実施を見送っています。 六日町処理区においては、過去の実績はありません。
319	要求水準書 (案)	28	3	4	11		環境整備管理業務	【意見】放流口周辺への土砂等の堆積状況は、毎年の降雨量や出水等の自然条件によって大きく変動し、それに伴い必要な浚渫の頻度や施工規模（費用）も激変します。受託者の負担が青天井となるのを防ぐため、県が予定価格の積算上で想定している「年間想定実施回数（例：年2回）」や「想定土砂量（〇平米・〇トン）」を仕様書等に明記することを要望します。	過年度の業務を踏まえ、ご提案ください。 過年度の業務は、No.318の回答をご確認ください。
320	要求水準書 (案)	28	3	4	11		環境整備管理業務	【質問】「必要に応じて水路等の浚渫を実施すること」とありますが、本業務は現場の配置受託者（従業員）による人力作業を想定しているのでしょうか。あるいは、重機等を使用する専門業者への外注（再委託）を想定しているのでしょうか。また、これらに伴う外注費や機材・車両リース費、発生した土砂の処分費等は、基本委託料（予定価格）の中に当初から設計（積算）として含まれているか確認させてください。	前段については、再委託を想定しています。 後段については、委託料に含まれています。
321	要求水準書 (案)	28	3	4	11		環境整備管理業務	【質問】上記に関連し、気象条件等に起因して、仕様書等に規定された想定回数や想定土砂量を超えて浚渫を実施せざるを得なくなった場合、超過分の費用（人件費、重機費、処分費等）は県に別途精算（増額負担）いただける認識でよいのか教示願います。	不可抗力や災害対応等については、個別事案・状況に応じて決定します。
322	要求水準書 (案)	28	3	4	11		環境整備管理業務	【質問】「水が滞留しないよう」という表記について、受託者と県の間での判断の相違や過剰な要求を防ぐため、浚渫を実施（判断）すべき明確な「土砂の堆積除去基準（例：堆積厚〇cm以上、または通水断面の〇%以上が閉塞した場合等）」を提示いただけますでしょうか。	水位が変動するため、数値での基準を設けるのは難しく、土砂が放流渠内の流れを阻害する渠底以上の高さにならないことを基準とします。どの深さまで浚渫できるかは、個別事案・状況に応じて決定します。
323	要求水準書 (案)	28	3	4	13		広報協力業務	土日祝日の一般住民向けイベント開催支援に伴う従事者の休日出勤労務提供の有無、およびイベント中に来場者（一般住民）に万一の事故が発生した場合の安全管理・賠償責任の帰属をご教示ください。	イベント参加は任意となりますので、その都度ご検討ください。また、イベント中の安全管理・賠償責任はイベント主催者が負います。
324	要求水準書 (案)	28	3	4	14		他工事立合業務	県が実施する各種工事に係わる試運転立ち合い及びこれに伴う操作等の作業協力は維持管理者として立場でのかかわりという理解でよろしいでしょうか。（施工監理的な要素は含まないと考えます。）	ご理解のとおりです。

No.	資料名	頁	章	節	項	目	項目名	意見及び質問	回答
325	要求水準書 (案)	28	3	4	14		他工事立会業務	県発注他工事の施工業者のミスや手順書不備に伴う事故・放流水質悪化時の結果についての責任は受託者の責任は問われないという理解でよろしいでしょうか。また施工業者の試運転立会い等において長期拘束時の追加人員費用の実費精算が可能という理解でよろしいでしょうか。	ご指摘の点については、受託者の責めに帰すことができないものと考えますが、個別事案・状況に応じて決定します。 また、試運転立会いは基本的には本事業の対象となりますが、通常の業務範囲を逸脱した対応が求められる場合は、別途協議とさせていただきます。
326	要求水準書 (案)	28	3	4	14		他工事立会業務	県発注の工事の試運転立ち合いにおいて、受託者が性能を確認した後に発生した故障に対する責任は工事施工者という認識でよろしいでしょうか。	工事施工に起因する場合には、工事施工者の責任となります。
327	要求水準書 (案)	29	3	5	1		災害・事故等危機管理事象の対応	発生した際には、受託者は県の指揮命令系統下に置かれるもの、とあるが、(公財)新潟県下水道公社ではなく県下水道課の指揮命令系統下ということでしょうか？	ご理解のとおりです。
328	要求水準書 (案)	29	3	5			災害事故対応業務	災害事故対応業務に伴う費用は包括対価に含まれておらず、別途実費精算となるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
329	要求水準書 (案)	30	別紙 1	(1)	別図 1-1-1		六日町浄化センター 全体配置図	冬季間の除雪について重機による除雪はもとより、小型除雪機による除雪作業も必要かと思われます。本事業の対象範囲によると河川を隔てて施設が二分されているため小型除雪機については最低2台必要かと想像されます。貸与予定はありますでしょうか。	現有としては、除雪機は1台ですが、事業開始までに2台目を設置します。詳細は、入札説明書参考資料「貸与品一覧表」を事前に開示しますので、ご確認ください。
330	要求水準書 (案)	97	別表 2-2				月間業務報告書の内容	報告書の綴において、「日常、巡視点検記録」「水質試験記録」「電気、機械設備点検記録」については業務日報と同様に「県の請求があった場合、速やかに県に提出すること」ではいかがでしょうか。	要求水準の達成状況等の問題が発生しなければ紙での提出は不要と考えますが、報告は求めることから、原文どおりとします。
331	要求水準書 (案)	101	別表 4-3				堀之内処理区 薬品 類使用量	脱硫剤使用量2325kg/年とあるが令和5年度下水道公社維持管理年報(堀之内処理区)では2825kg/年とありますが、気象状況、汚泥性状、更新修繕工事など流入水量、流入水質以外の要因による外部的要因経費の増加については精算の対象と考えて宜しいでしょうか。	水質異常等その他の受託者の責に帰さない場合については、別途対価を変更します。 詳細は、公告時に示す委託契約書(案)をご確認ください。
332	要求水準書 (案)	101	別表 4-3				堀之内処理区 薬品 類使用量	ポリ鉄使用量16532kg/年とあるが令和5年度下水道公社維持管理年報(堀之内処理区)では18451kg/年とありますが、汚泥性状、更新修繕工事など流入水量、流入水質以外の要因による外部的要因経費の増加については精算の対象と考えて宜しいでしょうか。	No. 331の回答をご確認ください。
333	要求水準書 (案)	101	別表 4-3				堀之内処理区 薬品 類使用量	脱水凝集剤使用量5235kg/年とあるが令和5年度下水道公社維持管理年報(堀之内処理区)では5355kg/年とありますが、汚泥性状、更新修繕工事など流入水量、流入水質以外の要因による外部的要因経費の増加については精算の対象と考えて宜しいでしょうか。	No. 331の回答をご確認ください。
334	要求水準書 (案)	103	別紙 5	別表5- 1			六日町処理区、堀之内 処理区 将来流入 水量予測	六日町処理区 R13, 14と水量が増えてますが、大和クリーンセンター接続のためと考えてよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
335	要求水準書 (案)	103	別紙 5	別表5- 1			六日町処理区、堀之内 処理区 将来流入 水量予測	魚沼市下水道経営戦略(第2次)令和8年度～令和17年度に記載されている魚沼市汚水処理施設統合計画に流域接続計画がありますが、表中の堀之内処理区の流入水量について加味されていますでしょうか。	ご指摘のとおり加味しております。
336	その他							ストックマネジメント計画の改定周期に合わせ、委託料全体の再積算を行う機会がありますか。	本事業の再積算は想定していません。ただし、業務条件変更により契約変更事由に該当する場合には、契約条件に基づき対価変更を決定します。
337	その他							公告前、公告後に現場を調査する事は可能でしょうか。	実施方針(案)第2 2 募集及び選定スケジュール(予定)に記載のとおり、現地見学会を実施します。 その他の現場の調査対応は想定していません。
338	その他							設備の状況を確認するため、現場の確認および修繕歴・故障状況の開示を公告前に開示願います。	現場の確認については、No. 337の回答をご確認ください。修繕歴・故障状況については、No. 81の回答をご確認ください。